

令和元年

第2回定例輪之内町議会会議録

令和元年6月12日 開会

令和元年6月20日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月12日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	4
町長提案説明	5
議第23号(提案説明・質疑・討論・採決)	10
議第24号(提案説明・質疑・委員会付託)	12
議第25号及び議第26号(提案説明・委員会付託)	19
議第27号(提案説明・委員会付託)	23
議第28号(提案説明・質疑・討論・採決)	25
議第29号(提案説明・質疑・討論・採決)	28
議第30号(提案説明・質疑・討論・採決)	30
議第31号(提案説明・質疑・討論・採決)	33
議第32号(提案説明・質疑・委員会付託)	34
議第33号(提案説明・質疑・討論・採決)	39
議第34号(提案説明・質疑・討論・採決)	40
議第35号(提案説明・質疑・討論・採決)	41
議第36号(提案説明・質疑・討論・採決)	43
議第37号から議第39号まで(提案説明・質疑・討論・採決)	45
選第2号	48
散会	50

6月20日

議事日程	51
------	----

本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 1
欠席議員	5 1
説明のため出席した者	5 1
職務のため出席した事務局職員	5 2
開議	5 3
諸般の報告	5 3
一般質問	5 3
3 番 土井田崇夫議員	5 3
5 番 浅野 進議員	5 8
1 番 大橋慶裕議員	6 1
2 番 林 日出雄議員	6 5
6 番 上野賢二議員	6 8
9 番 田中政治議員	7 6
福束小学校大規模改修工事特別委員会の設置について	8 7
議第24号から議第27号まで及び議第32号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 8
閉会	9 6
会議録署名議員	9 7

令和元年6月12日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和元年6月12日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(平成30年度輪之内町一般会計)
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 議第23号 輪之内町監査委員の選任について
- 日程第8 議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について
- 日程第10 議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
- 日程第11 議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議第28号 輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第29号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第30号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第31号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第33号 輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第34号 輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第35号 輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第36号 大垣消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第21 議第37号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第22 議第38号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議第39号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について

日程第24 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和元年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番 林日出雄君、6番 上野賢二君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月20日までの9日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成30年度2月分、3月分、4月分及び平成31年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の平成31年度事業計画及び平成30年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（平成30年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

お手元に配付の報第1号 繰越計算書の報告についてをごらんください。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成30年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成30年度3月の一般会計補正予算（第5号）で地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許費として31年度に繰り越すことをお願いしたプレミアム付商品券事業について、平成31年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額と、その財源がどうなっているかを御報告するものでございます。

それでは、繰り越したプレミアム付商品券事業について説明いたします。

款3. 項1. プレミアム付商品券事業203万2,000円は、令和元年10月から実施される消費税、地方消費税の引き上げに対しまして、消費に与える影響の緩和等、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、低所得者、子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を発行する事業が全国的に展開されるものでございます。

具体的な事業内容は、対象者は、低所得者 —— これは住民税の非課税世帯というふうになっておりますが —— と3歳未満の子が属する世帯の世帯主で、購入することができる商品券の上限は、低所得者分は、低所得者1人につき2万5,000円分の商品券を2万円で、低所得者本人が購入できます。また、子育て支援分は、3歳未満の子供1人につき2万5,000円の商品券を2万円で、その児童が属する世帯の世帯主が購入できるというものでございます。

当該事業における3月の補正予算（第5号）の内容といたしましては、国庫補助金を財源として、その事務の準備経費を計上しておりましたが、補正議決後から3月31日までの間に支出はなく、その全額を31年度へ、あわせて財源である国庫補助金も30年度に収入済額はなく、その全額を31年度に繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これで行政報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

6月に入り、梅雨の時期となりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに令和元年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところを御出席賜り、ありがとうございます。

今議会は、5月19日執行の町長・町議会議員の選挙後、最初の定例会でありますので、所信の一端をお示しし、今後の町政運営に努めてまいりたいと思っております。

まず私は、今回の町長選挙に当たり、「もっと！誇りのもてる輪之内に」をモットーに、8つの政策目標を提示いたしました。

その内容であります。1. 安全・安心・快適な輪之内に、2. 地域情報化の推進、3. 働きやすいまちづくり、4. 暮らしやすいまちづくり、5. ふるさとを愛するまちづくり、6. さらなる行政改革を、7. 効率的な広域行政を、8. 住民本位の町政を、以上8項目であります。

その具体的施策として、防災拠点の整備、輪之内12チャンネルの充実、企業誘致の促進、幼児教育の無償化、コミュニティ・スクールの推進による地域との連携、広域バスの機能強化、デマンドバスの利用促進、揖斐川への新架橋促進と道路網整備を鋭意進めようとするものであります。よろしく御承知おきをいただきたいと思います。

さて、国政において当面の焦点は、当然ながら、7月の参議院議員の通常選挙、そして10月の消費税増税であることは御案内のとおりであります。

中でも、7月の参議院議員の通常選挙については、そのタイミングで衆議院解散に打って出て衆参ダブル選挙となるかどうか、その可能性が最近よく報道されるようになっております。中でも、消費税増税の延期を大義名分にしての解散というシナリオが流布されております。

その消費税増税については、安倍総理は、かねてよりリーマンショック級の出来事がない限り増税は実行すると、そんな発言がございます。

最近の景気動向については、昨年まで緩やかながら順調だったものの、今年に入り、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題をめぐる不透明感など、世界経済の減速から、4月1日に発表された日銀短観では、代表的な指標の大企業・製造業の業況判断指数は、前回発表された昨年12月調査から7ポイントも悪化しております。悪化は、2四半期ぶりとなっており、先ごろ発表されたGDP成長率も前期比マイナスという状況になっております。

このような状況に加えて、10月の消費税増税、来年の東京オリンピックの終了と、景気にはマイナス要素が続くことになることから、レームダック化を防ぐには、衆議院議員の任期満了となる2021年（令和3年）10月まで待つことなく、現タイミングで衆議院議員の解散に打って出るのではないかとの見方が、そんな一部報道がされております。

御案内のとおり、本年度予算編成では、10月に消費税10%に増税されることを前提に編成しており、その関連施策である幼児教育無償化政策や各種軽減税率の適用、国からの消費税関連の交付金など、大きく依存しております。

まだまだ流動的な状況下で先行きは不透明でありますけれども、消費税増税がまた延期され、税率8%のまま据え置かれますと、増税を見込んで本年度先行実施している関連施策である幼児教育無償化政策や各種軽減税率の適用等は、白紙に戻すことは極めて困難であり、消費税増税を実施することなく、当該政策をそのまま実施するとなれば、一般財源の持ち出しが膨らみ、我々の財源調達が非常に苦しくなる事態に追い込まれます。消費税の増税を政局のツールに使うのではなく、国の財政健全化はもちろん、地方財政に与える影響も最大限くみした判断を望むものでございます。

そうした状況下でありますけれども、私どもは安定した財政運営をし、ひいては責任ある行政運営を継続することが住民の皆様の負託に応えることだと思います。

当町では、先ごろ開会された臨時議会で新しい議会体制も確立されたところで、いよいよ本年度の本格的な活動が始まります。

私ども執行部側としましても、議会とともに住民の皆様の幸せのために努力、邁進してまいり覚悟でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本日提出させていただきました人事案件1件、補正予算1件、決算認定等2件、条例制定1件、条例改正8件、その他4件の合計17件の議案について、順次提案理由を説明させていただきます。

議第23号 輪之内町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、行政運営等に関して識見を有する者を委員に選任すべく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について、本年度の当初予算は、骨格予算として編成し、さきの3月議会で議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、本年度における政策的・投資的経費を追加し、本年度の本格的な行政執行に向けて予算計上をしたものでございます。

詳細説明につきましては、後ほど担当課長よりその内容を説明させますので、私からはその概要を御説明いたします。

令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の規模は、歳入歳出それぞれ3億7,788万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,388万3,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。

消防費では、総額で1億8,972万3,000円を計上しております。

主なものは、防災行政無線同報系をデジタル方式に改修するため、本年度分として監理料、工事請負費、合わせて1億6,610万2,000円を計上しております。先ほど本年度分と申し上げましたが、この事業は、地方自治法第214条の規定を適用し、債務負担行為により令和2年度までの2カ年にわたって、事業費の総額が3億6,961万8,000円をかけて整備することとしております。

その他、消防車両更新計画に基づき、第1分団第1班の小型動力ポンプ積載車の更新を行おうとするもので、車両のほか関係経費を含め1,146万4,000円、さらに更新計画に基づき、災害用非常食の入れかえ、おむつ等の備蓄品を整備するため、需用費として822万5,000円を、また大吉新田防災拠点の整備に向けたインフラ計画を策定するための委託料281万6,000円を計上いたしております。

次に、土木費では、総額で9,599万7,000円を計上いたしました。

主なものは、道路新設改良費7,500万円で、揖斐川左岸の堤防道路の県道今尾・大垣線と県道安八・海津線を松内地内ですなぐ連絡道路を新設するため、それぞれ調査設計委託料500万円、工事請負費2,000万円、土地購入費5,000万円をそれぞれ計上したものでございます。

その他、都市計画法第6条に基づき、5年ごとの基礎調査を実施すべく、1,899万7,000円を計上いたしております。その調査の具体的内容であります。輪之内町は、現在、単独都市計画区域として県の都市計画に位置づけられておりますけれども、その都市計画区域内の人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用等の現況調査及び将来の構想を策定するものであります。

次に、民生費であります。総額で5,282万3,000円を計上いたしました。

主なものは、社会福祉総務費の4,669万3,000円で、御案内のように、10月から実施される消費税、地方消費税の引き上げに対して、消費に与える影響の緩和と地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、低所得者・子育て世帯主向けにプレミアム付商品券を発行する事業が全国的に展開されますが、その事業に係る関係経費を計上するものでございます。

次に、教育費では、総額で2,664万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、輪之内町学校ICT環境整備計画に基づき、児童・生徒の情報活用能力の育成及びプログラミング教育の推進のため、小・中学校にタブレットPCを導入する経費2,538万1,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費では、総額で1,415万円を計上いたしました。

主なものは、農地整備費の経営体育成基盤整備事業計画策定業務委託料ですが、具体的には、四郷南部地区の再ほ場整備につきまして、平成30年度の事前調査に続き、県に

提出する予備審議のための事業計画を策定するための委託料を1,375万円計上いたしております。

続いて、歳入について御説明をいたします。

歳入の補正について、一番大きな補正は町債で、総額で1億4,670万円を計上いたしております。

主なものは、福東小学校大規模改修事業債について補正をするものであります。当初予算では、福東小学校大規模改修工事に充当するため、町債の学校教育施設等整備事業債を1億5,000万円計上しておりましたが、より交付税措置の手厚い、平成31年度に創設された防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に切りかえ、1,740万円減額の1億3,260万円の町債としたこと、さらに防災行政無線同報系デジタル化工事の財源とすべく、緊急防災・減災事業債を1億6,410万円発行しようとするもので、都合1億4,670万円を補正するものでございます。

続いて、歳入補正額において大きいのは、国庫支出金の8,427万7,000円でございます。

主なものは、教育費国庫補助金で、福東小学校大規模改修工事について、当初、町債と基金繰入金で財源手当てをしておりましたが、平成31年4月16日付で学校施設環境改善交付金の事業採択の内示があり、その額が6,733万2,000円で、外部資金が調達できたところでございます。

次に、繰入金でございますが、総額で8,137万3,000円を計上いたしました。

主なものは、松内地内の県道連絡道路整備に充当するため、土地基盤整備基金から5,840万円を繰り入れしようとするもの、また小・中学校のタブレットPC導入事業に充当するため、ふるさと応援基金から2,297万3,000円を繰り入れしようとするものでございます。

最後に、歳入歳出予算全体を調整するため、繰越金を2,315万2,000円計上いたしたところでございます。

冒頭にも述べましたが、今回の補正予算では、政策的・投資的経費を計上いたしました。この補正予算により、今年度の本格的な行政執行に向けて邁進してまいります。

次に、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、平成30年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清浄かつ低廉な水の安定供給と経費の節減等、健全経営に努めた結果、事業収益1億2,658万5,000円、事業費用1億102万5,000円となり、損益計算による当年度純利益は2,556万円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,168万8,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で1億1,665万8,000円となり、9,497万円の不足が生じたので、過度分損益勘定留保資金、当年度分減災積立金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に、議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公

営企業法に規定に基づき、当年度未処分利益剰余金 3 億 2,055 万 2,568 円のうち、2,094 万 1,109 円を減債基金に、451 万 1,478 円を建設改良積立金に積立処分しようとするものでございます。

次に、議第 27 号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定については、平成 30 年度税制改正大綱により森林環境譲与税が創設されたこと、あわせて本年 4 月 1 日に森林経営管理法が施行されたことに伴い、今年度から森林環境譲与税が交付されることになったことを受けて、この譲与税をまとまった原資として活用できるよう、新たに基金条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 28 号 輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税率の 10% への引き上げが令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、消費税率の定めがある条例並びに使用料等の定めがある条例の一部を一括して改正しようとするものであります。

条例改正しようとする具体的条例は、輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例、輪之内町体育諸施設の設置及び管理に関する条例、輪之内町文化会館の設置及び管理に関する条例、輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、輪之内町民センターの設置及び管理に関する条例、輪之内町下水道条例、輪之内町小学校及び中学校の設置等に関する条例、輪之内町法定外公共物の管理条例、輪之内町水道給水条例の 9 条例について一部改正をしようとするものでございます。

次に、議第 29 号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例については、国の要請により全国の各県・市町村が平成 27 年度に策定した地方版創生総合戦略については、当初、5 年間の施策展開について策定の要請があったところではありますが、さらに継続して取り組むよう、第 2 期地方版総合戦略の策定について要請があったところでもあります。

当町の総合戦略推進委員会設置条例は、平成 27 年度の当初の要請を受け、平成 32 年 3 月末までの時限条例としておりますが、今回の要請を受け、継続して第 2 期以降の計画策定に対応できるよう一部を改正しようとするものであります。

次に、議第 30 号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬の額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する相当額に改正をしようとするものであります。

次に、議第 31 号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につい

ては、児童扶養手当法の改正に対応するものであり、児童扶養手当証書の有効期限が10月末に変更されることに伴い、母子家庭等及び父子家庭について、前々年所得を用いて所得判定する期間を変更するもので、これは県の準則に合わせるものでございます。

次に、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、昨年度から国保財政の運営が県になり、国保事業費納付金が新設されるなど、国民健康保険制度が大幅に改正されたことは御案内のとおりであります。

この制度改正により、財源となる国民健康保険税と特別会計全体の運営を鑑みて、昨年度に引き続き、国民健康保険税額の変更が必要であると判断をしたところであります。

具体的には、当該制度の安定運用を実施するため、応益割と応能割の適正な比率を試算の上、改定すべく国民健康保険税額の改正をしようとするものでございます。

次に、議第33号 輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、工業標準化法が産業標準化法と名称変更されたことに伴う改正であります。「日本工業規格」が「日本産業規格」と名称変更されたことに伴い、同様に文言を改正しようとするものであります。

次に、議第34号 輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例については、道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月25日に施行されたことに伴い、改正するもので、その改正趣旨は、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車専用通行帯の整備が位置づけられたことを受け、自転車通行空間の整備について条例改正をしようとするものであります。

次に、議第35号 輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士第2次試験の選択科目の見直しに伴い、改正をしようとするものであります。

次に、議第36号 大垣消防組規約の変更に関する協議についてから議第39号 西濃環境整備組規約の変更に関する協議においては、広域で組織する各組合において、その構成市町のうち、大垣市において大垣市議会委員会条例を改正する条例が令和元年5月1日から施行されたことに伴い、各組合の規約をそれぞれ改正する必要があることから、構成員である各町の議会に承認を求めるものでございます。

議案の説明につきましては、以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第23号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第23号について説明をさせていただきます。

議案書の1ページでございます。

議第23号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、現在、識見を有する者として選任されている監査委員様の任期が令和元年7月12日に満了することから、新たに識見を有する者を監査委員として選任すべく、地方自治法の規定により議会の同意を求めます。

今回選任することの同意を求め方は、住所、輪之内町福東新田153番地の1、氏名、野々垣昌司、生年月日、昭和22年2月28日、任期は、令和元年7月13日から令和5年7月12日までとなります。

野々垣昌司様につきましては、旧大蔵省、現在の財務省でございますが、東海財務局に入局されました後、岐阜財務事務所・国有財産管理官、また四国財務局、徳島財務事務所長、また東海財務局では管財次長などを歴任され、財務省を退職後も旧大垣信用金庫などで勤務され、財務管理、また経営管理等の行政運営に関する経験とその見識が豊かな方であり、識見を有する監査委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第23号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第8、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

令和元年度の当初予算は、政策的・投資的経費をそいだ骨格予算として編成し、さきの3月議会で議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、この政策的・投資的経費を中心に追加し、今年度の本格的な行政執行に向けて予算計上したものでございます。

それでは、お手元に配付の議案書、2ページをお開きください。

議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)。令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,788万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,388万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。令和元年6月12日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました、今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

6ページの第2表 債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定を適用し、防災行政無線同報系デジタル化工事について、輪之内町第五次総合計画の中期・後期基本計画に基づき、令和元年度から令和2年度までの2カ年にわたって総額3

億6,961万8,000円を計上し、防災行政無線同報系を現在のアナログからデジタル化に改修するために補正するものでございます。

7ページの第3表 地方債補正につきましては、目的の1. 福東小学校大規模改修事業債について補正するものでございます。当初予算では、福東小学校大規模改修工事に充当するため、町債の学校教育施設等整備事業債を1億5,000万円計上しておりました。しかしながら、当初予算をお認めいただいた後、当該事業が平成30年12月14日に閣議決定されました防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づく補助対象事業となり、平成31年度に創設された防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の発行要件を満たすことから、この町債に切りかえようとするものでございます。趣旨としては、交付税措置の手厚いほうへ切りかえるという話でございます。1億5,000万円の学校教育施設等整備事業債では、充当率75%、交付税算入率が50%で、理論上、7,500万円が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。一方、1億3,260万円の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、充当率100%、交付税算入率が50%で、理論上、6,630万円が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

これだけの話を聞いていると、7,500万円算入されたほうが有利ではないかという話になりますが、後ほど歳入のところで説明いたしますけれども、福東小学校大規模改修工事については、学校施設環境改善交付金という国庫補助金が平成31年4月16日付で採択の内示がありました。その額が6,733万2,000円でございます。言い換えれば、これだけ外部資金が調達できたということで、借金する額を1億5,000万円から1億3,260万円、1,740万円減額できたということでございます。そして、さらに交付税算入率の有利な防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に切りかえようとするものでございます。

これによりまして、都合、当初予算では当該事業の財源のうち、町の持ち出し分は一般財源を合わせて1億2,547万2,000円であったものが、今回の補正によりまして、補助金という外部資金を獲得できたことと有利な起債メニューを採択することによって6,684万円となりまして、5,863万2,000円持ち出しを減額できるということから、1億5,000万円から1億3,260万円に補正しようとするものでございます。

次に、2. 緊急防災・減災事業債でございますが、これは先ほどの債務負担行為の中にも出てきましたが、防災行政無線同報系デジタル化工事の財源とするものでございます。後ほど歳出でも出てきますけれども、本年度の工事費は1億6,416万3,000円を計上させていただきます。

このデジタル化工事については、かねてから総務省からアナログからデジタル化に向けて強い要請があります。しかしながら、応分の経費がかかることから全国的に進んでいないのが現状であります。そこで、総務省は、間接補助的意味合いで起債の交付税措置を講じまして、令和元年度までに起債を財源に整備すれば、交付税充当率100%、算入率70%の措置を講じてきたところでございます。具体的な数字でいいますと、約1億

1,487万円が普通交付税の基準財政需要額に算入されることになりまして、非常に有利でありますから、この機会を逃すと今後の措置はわからないということから、今回、整備すべく緊急防災・減災事業債を発行しようとするものでございます。

それでは、今回の補正の具体的内容について、順次説明をいたします。

先に歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別添の事項別明細書をごらんください。

事項別明細書の10ページをごらんください。

目11. 企画費の871万9,000円の減額については、まず節1の報酬と節8の報償費については、第2期の地方版総合戦略を策定し、その内容について審議等をいただく輪之内町総合戦略推進委員会委員さんの報酬等、55万円を計上しております。次に、節19の交付金でございますが、産業の振興及び雇用の創出を図るため、製造業及び情報通信業の企業立地の際に、企業立地促進奨励金及び雇用促進奨励金を交付する制度を設けておりますが、企業立地促進奨励金措置指定を行っている3つの事業所の今年度の企業立地奨励金の交付額は8,710万7,200円と確定したことによりまして、不用となる額を減額しようとするものでございます。ちなみに、この企業立地促進奨励金は、操業開始に伴い、新たに取得した土地及び建物、償却資産に賦課した固定資産税相当額を、操業開始後、初めて賦課した年度から3年間奨励金として交付するものでございます。

次に、目12. 電子計算費の221万9,000円は、マイナンバー制度の情報連携に係る特定個人情報情報を保有、管理する自治体間中間サーバーを共同化・集約化した中間サーバー・プラットフォームにおきまして、令和元年度にシステム改修等を実施する予定でございますが、その自治体負担分の額が359万1,000円と確定いたしましたので、その不足分を追加で計上するものでございます。

次に、11ページをお願いします。目1. 社会福祉総務費の4,669万3,000円は、令和元年10月から実施される消費税、地方消費税の引き上げに対して、消費に与える影響の緩和と地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、低所得者、子育て世帯主に向けプレミアム付商品券を発行する事業が全国的に展開されますが、その事業に係る関連経費を追加で計上するもので、国庫補助事業として実施するものでございます。

続いて、目2. 障がい者福祉費16万2,000円は、これも10月から実施される幼児教育無償化により、就学前の障がい児の発達支援の利用においても無償化されることから、これに対応するため、障がい者自立支援給付支払等システム改修委託料を追加で計上するものでございます。なお、この経費についても、全額国庫補助金で賄えるものでございます。

その下の目3. 福祉医療費の6万3,000円は、平成31年3月22日に岐阜県と岐阜県医師会及び岐阜県歯科医師会との間で取り交わされた覚書において歯科医師会の単価が変更となったことにより、不足分を追加で計上するものでございます。

続いて、目5. 国民年金費の3万9,000円は、年金生活者支援給付金業務において国民年金事務所へ提供する所得情報項目が変更されたことに伴いまして、これに対応するため、国民年金システムの改修費を追加で計上するものでございます。

次に、12ページをごらんください。目3. ふれあいセンター管理費の385万円は、近年ふれあいセンターの利用者が増加していることから、安全に利用できる駐車場を確保するため、趣味の家の前の砂利駐車場を舗装しようというものでございます。

次に、13ページをお願いします。目1. 児童福祉総務費の201万6,000円は、令和元年10月から実施される幼児教育無償化に対応するための子ども・子育て支援システムのプログラム改修費及びそれに伴う事務量の増に対応すべく時間外勤務手当を追加で計上するものでございます。

次に、14ページをお願いします。目1. 保健衛生総務費の21万円は、骨髄ドナー登録及び骨髄提供を行いやすい環境を整備するため、骨髄移植ドナー等への助成制度を創設しようとするものでございます。具体的な内容としては、ドナー個人に対する助成金と、その方が働く事業所に対する助成金の2本立てを考えております。ドナー個人に対しては、通院1日につき2万円を上限として、最大7日間を助成、事業所に対しては、従業員の通院1日につき1万円を上限として、最大7日間を助成することを考えております。

その下の目2. 予防費の12万1,000円は、平成31年2月8日付の国の追加的対策により、働く世代の男性を対象に風疹抗体検査及び予防接種を全国の医療機関等で受診できるようにしたことから、通常の医療の受診と同様に、国保連合会が抗体検査や予防接種費用の請求事務等を取りまとめることになりましたので、その事務手数料を追加計上するものでございます。なお、この抗体検査については、2分の1が国庫補助で賄われることになっております。

次に、15ページをお願いいたします。目3. 廃棄物処理施設費255万7,000円は、当町南波地内にあります廃棄物処理場のフェンスにおきまして台風等による倒壊の被害を軽減するため、耐久性のあるメッシュフェンスの設置費用を計上するものでございます。

次に、16ページをごらんください。目2. 農業総務費の40万円は、平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴いまして、譲与税40万円の交付を受けることとなります。譲与税の用途は限定されておりまして、森林整備や担い手等の人材育成、木材利用促進等が対象となりますけれども、森林を有していない当町が該当するのは木材の利用促進しかないため、小・中学校やこども園、児童センター等の木質備品等を購入する予定をいたしております。なお、その譲与税が少額であり、単年度の交付額では事業を実施できないことから、後ほど審議いただく基金に積み立てて後年度に実施しようとするものでございます。

その下の目9. 農地整備費の1,375万円は、経営体育成基盤整備事業計画策定業務委託料でございますが、具体的には四郷南部地区の再ほ場整備につきまして、30年度の事前

調査に引き続き、県に提出する予備審議のための事業計画を策定するための委託料を計上するもので、そのうち650万円が県費で賄われます。

次に、17ページをごらんください。目3. 観光推進費の216万円は、移住体験イベントの実施に係る費用を計上するもので、移住に興味がある若年層を中心に参加者を募集し、参加者に稲刈りや畑作業、野菜の収穫等の農業体験や、子育て支援、教育施設等の見学、子育て支援制度等の説明を行いまして、自然が多く環境に恵まれ、子育てもしやすい町であることをPRするイベントを行うことによりまして、若年層の移住先として魅力を伝え、移住人口の増加を目指すものでございます。

次に、18ページをお願いします。目2. 道路維持費200万円は、防災・安全社会資本整備総合交付金事業の大吉新田地内の西幹線道路舗装の事業量が当初見込みよりも増加したことによりまして、追加で計上するものでございます。

続いて、その下の目3. 道路新設改良費7,500万円は、揖斐川左岸の堤防道路の県道今尾・大垣線と県道安八・海津線を松内地内でつなぐ連絡道路を新設するため、それぞれ調査設計委託料500万円、工事請負費2,000万円、土地購入費5,000万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。目1. 都市計画総務費の1,899万7,000円は、都市計画法第6条に基づき、5年ごとに基礎調査を実施しておりますが、本年はその年となりますので、その経費を計上したものでございます。その調査の具体的内容としては、輪之内町は単独都市計画区域として県の都市計画に位置づけられておりますけれども、その都市計画区域内の人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、当該土地利用等の現況調査及び将来の構想を策定すべく計上するものでございます。

次に、20ページをごらんください。目2. 消防施設費の1,258万円は、消防車両更新計画に基づき、第1分団第1班の小型動力ポンプ積載車の更新を行おうとするもので、車両のほか関係経費を含め1,146万4,000円を、また国からの助成調査でAED及びエンジンチェーンソー等の救助用資機材助成において助成の申請をしておりましたところ、申請が採択されましたので、AED2台及びエンジンチェーンソー3台を購入しようとするもので111万6,000円を計上いたしました。なお、この救助用資機材の購入につきましては、国より3分の1の補助金を受けて実施するものでございます。

その下の目3. 防災費の1億7,714万3,000円は、更新計画に基づき、災害用非常食の入れかえ、おむつ等の備蓄品を整備するため、需用費として822万5,000円。また、大吉新田防災拠点の整備に向けたインフラ計画を策定するために委託料281万6,000円。また、議案の第2表でも説明いたしましたが、防災行政無線同報系をデジタル方式に改修するため、今年度分として監理料、工事請負費、合わせて1億6,610万2,000円を計上するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。目2. 事務局費の2,538万1,000円は、輪之内町学

校ICT環境整備計画に基づき、児童・生徒の情報活用能力の育成及びプログラミング教育の推進のため、小・中学校にタブレットパソコンを導入する経費を追加で計上するものでございます。具体的には、タブレットパソコンは、3小学校、中学校、合わせて232台と、その収納保管庫6台を備品購入費で、またタブレットパソコンの周辺機器、ソフトウェア等をリース対応ということで、借り上げ料で240万8,000円を計上するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。目1. 小学校管理費は、福東小学校の大規模改修工事において財源補正でございまして、冒頭の地方債の補正でも説明いたしましたとおり、国庫補助金が採択されましたので、その財源として6,733万2,000円、また地方債については、より交付税措置が有利な地方債に切りかえるべく1,740万円の減額、あわせて国庫補助金が採択され、外部資金を導入できるので、一般財源が4,993万2,000円減額という財源の補正を行うものでございます。

次に、23ページをごらんください。目3. 学校給食費の126万1,000円は、学校で徴収管理を行っている学校給食費を町の予算に計上して管理・運営を行う公会計方式へ移行するため、追加で計上しようとするものでございます。給食管理システムを導入するとともに、新たに臨時職員を雇用いたしまして、令和2年度からの実施に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、歳入の補正について説明をいたします。

戻って3ページをごらんください。

目1. 森林環境譲与税の40万円は、平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴いまして、譲与税40万円の交付を受け入れるものでございます。

次に、4ページ、目1. 総務費国庫補助金161万6,000円は、中間サーバー・プラットフォームシステムの交付金が確定したところでございますが、それに連動して社会保障・税番号システム整備費補助金も確定いたしましたので、相当する額を受け入れるものでございます。

次に、目2. 民生費国庫補助金の節1. 社会福祉費補助金の2. 障害者総合支援事業費補助金16万2,000円は、10月から実施される幼児教育無償化に伴いまして、就学前の障がい児の発達支援の利用において無償化されることから、これに対応するため、システム改修費10分の10に相当する額を受け入れるものでございます。同じく3. プレミアム付商品券事務費補助金419万3,000円、4. プレミアム付商品券事業費補助金850万円は、プレミアム付商品券発行事業に係る財源として受け入れるものでございます。同じく5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金3万9,000円は、年金生活者支援給付金業務に係る国民年金システムの改修費の10分の10に相当する額を受け入れるものでございます。同じく目2. 民生費国庫補助金の節2. 児童福祉費補助金201万4,000円は、これも

10月から実施される幼児教育無償化に対応するためのシステム改修費及びそれに伴う時間外勤務手当の財源として受け入れるものでございます。

次に、目3. 衛生費国庫補助金の5万円は、風疹抗体検査及び予防接種に係る補助金として受け入れるものでございます。

次に、目5. 教育費国庫補助金6,733万2,000円は、先ほど来より御説明申し上げているとおり、福東小学校大規模改修工事について国庫補助金が採択されましたので、これを受け入れるものでございます。

次に、目6. 消防費国庫補助金の37万1,000円も、先ほど説明いたしましたように、AED2台、エンジンチェーンソー3台の救助用資機材を購入する経費の3分の1に相当する額を国庫補助金として受け入れるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。目3. 衛生費県補助金10万5,000円は、骨髄移植ドナー等への助成事業の2分の1に相当する額を県補助金として受け入れるものでございます。

次に、目4. 農林水産業費県補助金650万円は、四郷南部地区の再ほ場整備事業に係る事業計画策定業務1,375万円に対する補助金として受け入れるものでございます。

次に、目4. 土木費委託金の137万6,000円は、都市計画の基礎調査に対して県から調査委託費を受け入れるものでございます。

次に、6ページをごらんください。目2. その他特定目的基金繰入金の節1. 土地基盤整備基金繰入金5,840万円は、松内地内の県道連絡道路整備に充当するため、基金を繰り入れしようとするものでございます。同じく節3. ふるさと応援基金繰入金の2,297万3,000円は、小・中学校のタブレットパソコン導入事業に充当するため、基金を繰り入れようとするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。目1. 繰越金につきましては、歳入歳出全体を調整するため、2,315万2,000円を計上いたしたところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。目5. 雑入の節6. 福祉雑入3,400万円は、プレミアム付商品券の対象者の販売額を計上するものでございます。

最後になりましたが、9ページ、目2. 教育費債につきましては、冒頭の議案の第3表で御説明申し上げましたが、交付税措置がより優遇されておる防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に切りかえようとするものでございます。

目3の消防費債につきましては、冒頭にも申し上げましたが、同報無線のデジタル化改修を実施する場合、町債を発行することにより元利償還金の70%、約1億1,487万円が普通交付税の基準財政需要額に算入され、有利であることから、これを採択しようとするものでございます。

以上で、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

はい。

○5番（浅野 進君）

これらの議案については委員会に付託して審査していくんとは違いますか。全部きょう採決していくんですか。

○議長（小寺 強君）

済みません、間違えましたので。

ただいま議題となっております議第24号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第10、議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付してございます平成30年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。令和元年6月12日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いいたします。

議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。目次を挟みまして、資料の1ページをお開きください。

平成30年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。この報告書は消費税を含んでおります。なお、金額については決算額のみとさせていただきます、詳細につきましては、後ほど21ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益、総額1億3,517万4,269円でございます。内訳は、営業収益1億1,698万775円と営業外収益1,819万3,494円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費1億361万2,461円でございます。内訳は、営業費用9,584万8,266円、営業外費用776万4,195円、予備費については、支出はございませんでした。

次に、2ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入2,175万4,026円でございます。内訳は、工事負担金175万4,026円、補償金2,000万円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出1億2,434万1,871円でございます。内訳は、建設改良費1億380万5,346円、企業債償還金2,053万6,525円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億258万7,845円は、過年度分損益勘定留保資金7,025万5,505円、当年度分減債積立金2,053万6,525円、建設改良積立金572万3,936円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額607万1,879円で補填いたしました。

3ページをお開きください。平成30年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書以降の資料については、消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差引額でございますが、営業収益は1億839万1,831円、営業費用9,396万9,951円、営業利益は、差し引き1,442万1,880円となりました。

次に、4ページでございますが、営業外収益1,819万3,690円、営業外費用705万5,695円、差し引き1,113万7,995円でございます。したがって、経常利益及び当年度純利益につきましては、先ほどの営業利益と営業外費用を加えました2,555万9,875円になりました。

5ページをお開きください。平成30年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。

左のほうから、資本金及び資本剰余金につきましては、当該年度は移動がございませんので同額でございます。

利益剰余金につきましてはでございますが、減債積立金、建設改良積立金は、議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取り崩しを行いましたので差し引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益剰余金2,555万9,875円を加えました剰余金の合計は3億2,055万2,568円となり、資本合計といたしま

しては8億7,777万8,885円となりました。

6ページをお願いいたします。平成30年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利益2,555万9,875円のうち2,545万2,587円を処分するもので、減債積立金に2,094万1,109円、建設改良積立金に451万1,478円を、それぞれ積み立てしようとするものでございます。

7ページをお開きください。平成30年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産のうち、固定資産年度末残高15億2,519万7,944円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書に再掲しております。

また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より10万7,288円の減少で683万4,464円となり、未収金の残高といたしましては864万7,496円となりました。

次に、8ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額3億2,099万8,130円、流動負債、企業債につきましては、翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で6,643万6,932円、5の繰延収益につきましては5億5,214万3,178円となりました。

負債の合計でございますが、9億3,957万8,240円でございます。

資本の部でございます。

資本金は、昨年度と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきましては、資本剰余金と利益剰余金の合計で3億2,778万7,368円となりました。

続きまして、9ページから10ページは注記でございますが、決算書の作成に関する重要な会計方針に係る事項や、取引にかかわる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12ページをお開きください。平成30年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきましては、営業内容としましては、事業収益1億2,658万5,000円で、前年度と比較すると155万円の増額、事業費用は1億102万5,000円で、前年度と比較すると225万9,000円の増額となります。損益計算書による純利益は2,556万円となりました。

資本的収支については、収入2,168万8,000円に対し、支出は1億1,665万8,000円となり、不足額9,497万円は、留保資金で補填いたしました。

次の13ページでございますが、工事の概況でございます。

工事につきましては、中央監視装置の更新工事2,632万3,920円、その他水道管布設がえ工事、4カ所の工事ですが、全て下水道関連の工事で、工事費の合計は9,503万4,600円でございます。

14ページをお願いいたします。保存工事でございますが、主に修繕工事でございます。主なものでございますが、水源地の点検整備につきましては、第2水源地の残塩計の修繕、第1水源地の扉の修理、それから第2水源地薬注ポンプ設備の修繕でございます。

15ページ、業務でございますが、業務量の中で年間給水量は、平成30年度121万3,519立米で、前年度より1万3,604立米の増加となっております。

下段の事業収入に関する事項につきましても、先ほどの年間給水量の増加により、給水収益が30年度は1億718万4,000円となり、117万6,000円の増加をしているところでございます。

16ページをお開きください。事業費に関する事項で主な増減についてでございますが、表の2行目、配水及び給水費の増減224万7,000円の減額につきましては、8年に1度のメーター更新が29年度に大藪地区、30年度は福東地区で実施されたことにより、取りかえ件数が減ったことによる減少でございます。

次に、20ページをお願いいたします。平成30年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益2,555万9,875円から下段の利息の支払額698万1,621円までの合計額で6,748万3,488円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設がえ工事等でございますが、7,597万9,441円の減少でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出2,053万6,525円でございます。

当期の増減といたしましてマイナス2,903万2,478円、資金の期末残高は2億8,344万2,246円となりました。

21ページをお願いいたします。平成30年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。主な内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益としまして1億2,658万5,521円でございます。

営業収益につきましては、給水収益の1億718万3,705円は料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円、これは消火栓維持管理費等に係る一般会計からの負担でございます。雑入の17万8,126円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が16万7,533円、長期前受金戻入1,790万9,373円につきましては、加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

22ページをお開きください。収益的支出でございますが、水道事業費は1億102万5,646円でございます。

内訳といたしまして、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費1,100万5,896円は、水源地での電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料271万1,918円は、水道管理システムの更新業務委託料で、修繕費448万6,679円は、先ほど14ページのほうで説明を申し上げましたメーター器の交換分297万4,500円を含んでおります。

総係費の主なものにつきましては、職員の給料等でございます。

23ページ、減価償却費でございますが、このうち無形固定資産減価償却費77万3,000円につきましては、会計ソフトの導入に対する減価償却でございます。

営業外費用の雑支出で7万4,074円につきましては、先ほど収入のほうで申し上げました、100万円の一般会計からの負担金に対する消費税相当額分でございます。

最後になりますが、令和元年5月21日に輪之内町監査委員さんの監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

以上、水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ただいま議題となっております議第25号及び議第26号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書、9ページをごらんください。

議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定について。輪之内町森林環境譲与税基金条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

制定しようとする経緯について御説明を申し上げます。

先ほど来、補正予算等の説明でも申し上げておりますが、30年度税制改正大綱によりまして森林環境譲与税が創設されたことに伴い、またあわせて本年4月1日に森林経営管理法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴いまして、今年度から森林環境譲与税が全国の市町村へ交付されることになったもので、先ほど補正予算でも御説明をいたしました。当町へは年間40万円ほどが交付される予定ですが、これが少額でありますので、単年度の交付額では事業の費用対効果等が望めないことから、これをまとまった原資として活用できるようにすべく基金条例を制定しようというものでございます。

譲与税の用途は限定されておりました。森林整備や担い手等の人材育成、木材利用促進等が対象となっておりますが、御案内のように輪之内町は森林を有しておりませんので、その用途としては木材の利用促進しかありません。そこで、小・中学校やこども園、児童センター等に木質の備品等を購入する経費に、今後充当していけたらというふうに考えております。

それでは、基金条例の内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条では条例の設置目的を定めております。

第2条では、基金の原資は森林環境譲与税及びその額を定めております。

第3条では、その管理方法について定めております。

次に、第4条では基金の運用から生ずる収益金の処理について定めております。

第5条では、当該基金に属する現金の繰りかえ運用について定めております。

第6条では、当該基金を処分しようとする場合の規定について定めております。

第7条は、委任規定を設けたものでございます。

以上で、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ただいま議題となっております議第27号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定については、総務産

業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第28号 輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第28号について説明をさせていただきます。

議案書は11ページになります。

議第28号 輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

12ページから21ページが一部を改正する条例になります。

この条例改正は、先ほど町長の提案説明にありましたとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律において消費税の引き上げが定められており、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられる予定であることから、地方公共団体における消費税率の引き上げに伴う公共施設の利用料等の改正については、その税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考えを踏まえ、輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例を含め9つの条例で規定されている使用料等の改正をするものでございます。

今回の改正条例は、9つの条例を9条の条文で構成しております。それぞれの条例について消費税相当分を含めた使用料等が定められており、基本的には、消費税相当分の率を100分の8から100分の10に引き上げて使用料等を見直しております。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表とあわせて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書12ページになります。

第1条は、輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を規定しております。

防災センターの使用料は、別表の中でその使用料を定めております。

条例の改正に関する新旧対照表の1ページをお開きください。

この別表を改正することによりまして、消費税分の増額分を反映するものでございます。なお、下線部分はその改正する部分に当たります。これ以降の内容につきましても同様でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、新旧対照表の2ページでございます。第2条関係になります。第2条は、輪之内町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正の規定です。この条例では、第2条第2項中に消費税の税率「1.08」という表記がありますので、こちらを「1.10」に改めるものでございます。

次に、3ページから5ページまでが第3条関係になります。第3条は、輪之内町文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正の規定でございます。文化会館の施設及び設備等の使用料は、別表でその使用料を定めております。

議案書のほうの12ページに戻ります。

使用料は、ただいま言いましたとおり、別表で定めておりますので、3条では、一番下の行になりますが、別表を次のように改めるとしております。次の13ページにその別表がございます。この13ページの別表に改めるものでございます。

議案書の14ページ、第4条は、輪之内町体育諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の規定でございます。この条例の本文中、第11条第1項のただし書きの中に「650円」とございますが、こちらを「660円」に改めるとともに、15ページ、16ページの別表、こちらでテニスコートの使用料のほか、アポロンスタジアムなどの使用料を規定しております。この別表を改正するものでございます。新旧対照表では6ページから11ページになります。

新旧対照表の次の12ページが第5条関係になります。第5条は、輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の規定でございます。この条例も別表で瓦れき類の処理の手数料を規定しておりますので、この別表を改正することにより消費税分の増額分を反映するものでございます。

次に、13ページから15ページが第6条関係になります。第6条は、輪之内町民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の規定でございます。町民センターの使用料につきましても、別表で規定しております。

議案書の17ページにまた戻りますが、第6条で、こちらが一番下の行になりますが、別表第1及び別表第3を次のように改めるとし、次の18ページと19ページの別表に改めるものでございます。

議案書の20ページになります。第7条は、輪之内町下水道条例の一部改正の規定です。

下水道の使用料につきましても、別表の中で規定しております。

新旧対照表は16ページをお願いいたします。こちらの別表で基本料金と超過料金の額を改正するものでございます。

次の新旧対照表17ページ、18ページが第8条関係になります。第8条は、輪之内町法定外公共物の管理条例の一部改正でございます。産出物採取料金を別表にて規定しておりますので、これを改めるものでございます。

次の新旧対照表19ページ、20ページが第9条関係になります。第9条は、輪之内町水道給水条例の一部改正の規定です。水道料金も別表で規定しているので、別表第1、別表第2でこれを改めるものでございます。

最後に、議案書21ページにお戻りください。

附則の第1条では、この条例の施行期日を定めておりますが、消費税の引き上げにつきましては、これまでも経済事情などを考慮され、延期になったという経緯があることから、この条例の施行の日を社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の附則第1条第2号に定める日、現在は令和元年10月1日でございますが、この附則で定める日としております。

第2条では経過措置を定めております。下水道料金及び水道料金以外については、施行日以後に行う利用の許可に係るものについて適用し、同日前に行う利用の許可に係るものについては、なお従前の例によると規定しております。

検針により料金を算出する下水道料金及び水道料金については、施行日の3カ月以後に算定するものに適用し、同日前に算定するものについては、なお従前の例によると規定しております。

以上で、議第28号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第28号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 輪之内町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第29号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書、22ページをごらんください。

議第29号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

それでは、この条例の一部改正の理由について御説明をいたします。

先ほど町長の提案説明にもありましたが、平成27年度に国の要請によりまして全国の各県・市町村が策定した地方版総合戦略については、当初5年間の施策展開について策定の要請があったところでございますが、さらに継続して取り組むよう、第2期地方版総合戦略の策定について要請があったところでございます。

当町の総合戦略推進委員会設置条例は、平成27年度の当初の要請を受け、設置条例制定当時、32年3月末までの時限条例とさせていただいておりましたが、この要請を受け、継続して第2期以降の計画策定に対応できるように一部改正をしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の21ページをごらんください。

先ほど説明いたしましたとおり、現行条例は27年度から5年間の時限条例としておりますので、その部分を改正しようとするものでございます。

第4条の委員の任期では、「平成32年3月31日まで」とするとあるのを「5年間」に

改正し、附則で「施行し、平成32年3月31日をもってその効力を失う」を、今後、継続性を担保させるために「施行する」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、23ページをごらんください。

附則について、施行期日は、公布の日から施行する。

第2項で経過措置を設けておりまして、現在委嘱されている委員の任期については、なお従前の例によるということで、現在、委嘱させていただいている委員さんについては、当初のとおり、今年度末までの任期とするというものでございます。

以上で、議第29号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

先ほども、私、この議案について委員会に付託されているものだと思っておりました。議第28号のコミュニティ防災センターについても、さっき採決をとられましたけれども、この29号も採決していくんですか。それとも、30号もずうっと採決していくようなことになっていくんですか。委員会には付託されないんですか。

○議長（小寺 強君）

お手元に配付した付託表のとおり、委員会に付託するのは、令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）と議第25号の平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について、議第26号の平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分について、議第27号の輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定について、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会付託します。それ以外はここで採決するというところでございます。

よろしいでしょうか。

○5番（浅野 進君）

そのようにされるのであれば、議長の判断で。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第29号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第30号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第30号について説明をさせていただきます。

議案書の24ページでございます。

議第30号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

25ページが一部を改正する条例になります。先ほど町長の提案説明でありましたとおり、今回の条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に施行されたことに伴い、改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する投票所経費等の基準額の改定によりまして、同法に定める額、相当額にこの条例で定めている投票管理者等の報酬を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照

表の22ページをお開きください。

別表で第2条及び第4条関係のうち、下線の部分でございますが、投票管理者の日額「1万2,000円」を「1万2,800円」に改正しております。次の期日前投票管理者以下も、それぞれ先ほどの同法律に規定する額、相当額に改正するものでございます。

議案書の25ページに戻ります。

この条例の施行は、附則にて公布の日からとしております。

以上、議第30号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

国の選挙制度の関係から費用弁償が変わったということは理解いたしました。そのほかの特別職職員というのがたくさんありますけれども、そのほかについては表記で、これはたしか2%上げたということでしょうか。8%上げているんですね。ほかの職員についてはどういうふうに扱っていくんですか、これからは、特別職について、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

今回の増額については、消費税ということよりも、最近の物価変動ですとか、そういったものを踏まえながら、国のほうで投票所経費等に係るものを検討した結果の改正でございます。ですので、消費税とは直接関係ないというふうに理解をしております。

また、今回改正させていただきます委員さん以外の報酬につきましては、町には特別職報酬等審議会がございますので、そちらのほうで必要に応じて、また今後検討することになると考えております。以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

報酬審議会にお願いするというお話ですが、審議会にお願いするときには、必ず行政

の思いが伝わっていかねばならないと思っておるんです。例えば、報酬を上げてほしいという方向で検討してほしいということなのか、下げるといふ方向で検討してほしいというのか、ただ単なる検討してでは報酬審議会は困ると思ひます。行政の思ひはどっちなんでしょうか。上げてほしいという思ひで審議会に諮ってほしいということになっていくんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

報酬審議会につきましては、その検討をするに当たりまして、行政側からは最近の景気変動ですとか、近隣での状況ですとか、そういったものを資料としては提示させていただきますが、あくまで審議会の委員さんの中で検討していただくものだと考えておりますので、審議会の委員の検討の中で上がるのか下がるのかの最終的な判断をしていただけるものと思っております。その判断をしていただくための資料を要求されれば、それについて行政側としては、その検討すべき資料を提示させていただき、そういう形で審議会のほうは進めていく、そのように考えております。以上です。

○5番（浅野 進君）

議長、以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第31号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、議第31号について御説明をさせていただきます。

議案書の26ページをごらんください。

議第31号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

27ページが改正文になります。

この条例につきましては、もともと福祉医療費の助成に関して県が条例のひな形、標準条例として示す準則を参酌して制定をしたものでございます。

条例の内容につきましては、目的、定義、受給資格者、受給者証の交付などの要件について定めているものでございます。

このたび、国のほうにおきまして児童扶養手当法が一部改正をされたことにより、県におきまして福祉医療費助成に関する準則が一部改正されましたので、それに合わせる形で町の条例につきましても所要の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容としては、1点でございます。母子家庭等と父子家庭に該当するか否かの判定におきまして、前々年の所得を用いて判定する期間を変更するものでございます。言いかえるなら、受給者証の有効期限の変更ということになります。

その他の部分の改正につきましては、福祉医療制度のそのものを変更するものではなく、字句の修正、句読点の位置を県の準則に合わせるものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の23ページと24ページをごらんください。

第2条第1項第3号のアと第4号のア中、「9月」を「10月」に改める改正につきましては、現在、母子家庭等と父子家庭の認定につきましては、10月から9月までを1年のサイクルとして、9月末を受給者証の有効期限としております。そういう中で、1月から9月までは前々年の所得、10月以降は前年の所得を用いて該当、非該当の所得判定をしております。それを本改正によりまして、11月から10月までを1年のサイクルとして、10月末を受給者証の有効期限、所得判定に前々年の所得を用いる期間を1月から10月とするものでございます。この理由といたしましては、母子家庭等と父子家庭の申請

手続の際、これらに該当することを明らかにする書類としまして児童扶養手当証書を確認資料としております。このたびの児童扶養手当法の一部改正によりまして、その証書の有効期限が7月末から10月末に変更されましたので、県の準則もそれに合わせる形で改正がなされましたので、当町の福祉医療に関する条例も同様に、前々年の所得を用いて判定する期間を1月から10月とするものでございます。

その他の部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、字句の修正、句読点の位置を県の準則に合わせるものでございます。

改め文に戻りまして、議案書の27ページになりますけれども、附則の部分になりますが、この一部改正につきましては、令和元年10月1日からの施行をお願いするものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

次の29ページのほうですが、申しわけございませんが、ちょっとこちらの2行目のほうの改め文の訂正をさせていただきます。

2行目が「輪之内町国民健康税条例」というふうになってございますが、こちらは保険が抜けてございましたので、「輪之内町国民健康保険税条例」と訂正をよろしく願いいたします。

それでは、御説明を申し上げます。

本議案は、議案提出に際しまして、5月31日に開催されました国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして御審議をいただきました。今回の改正につきましては、平成30年度国民健康保険制度改革により財政運営の主体が県となり、県が県全体の医療給付費等の見込みを立て、各市町村に国保事業費納付金額を決定しておりますので、その納付金等に要する費用に充てるための税率を見直す改正となっております。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分、介護分のそれぞれ所得割額と均等割額から成っており、今回は、所得割額、均等割額ともに減額の改正となっております。

それでは、お手元の新旧対照表で主な改正につきまして御説明させていただきたいと思っております。

新旧対照表の25ページをお願いいたします。

初めに、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額でございますが、率の引き下げを行っております。従来の「100分の7.83」から「100分の7.42」ということで、100分の0.41の減となっております。

次に、第4条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、従来の「4万200円」が「3万8,400円」ということで、1,800円の減となっております。

次の第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、従来の「100分の2.89」が「100分の2.48」ということで、100分の0.41の減となっております。

次に、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございます。従来の「1万4,100円」が「1万2,300円」ということで、1,800円の減となっております。

次に、26ページをお開きください。第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、従来の「100分の2.59」を「100分の2.18」ということで、100分の0.41の減となっております。

次に、第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、従来の「1万5,000円」が「1万3,200円」ということで、1,800円の減となっております。

今まで御説明をいたしました全体としては、均等割額の合計は、現行の「6万9,300円」が「6万3,900円」ということで、5,400円の減となっております。また、所得割額の合計につきましては、現行の「100分の13.31」から「100分の12.08」ということで、100分の1.23の減となっております。

次に、減額の規定について御説明申し上げます。

第23条、国民健康保険税の減額でございます。軽減につきましては3通りございまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減がございます。7割軽減は、所得が33万円を超えない世帯が該当し、先ほど御説明いたしました均等割額の7割を減額するものでございます。5割軽減につきましては、28万円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の5割を軽減するものであります。また、2割軽減につきましては、51万円掛ける被保険者数プラス33万円を超えない世帯が該当し、均等割の2割を軽減するものでございます。そして、この7割、5割、2割軽減ともども条例の中でア、イ、ウとありまして、アが医療分、イが後期高齢者支援分、ウが介護分となっております。

まず、23条の第1号は7割軽減のことでございます。均等割額をアの医療分につきましては「2万8,140円」を「2万6,880円」に、同じく次のページでございますが、イの後期高齢者支援分につきましては「9,870円」を「8,610円」に、同じくウの介護分につきましては「1万500円」を「9,240円」に変更するものとなっております。

次の第2号につきましては、5割軽減のことでございまして、均等割額をアの医療分は「2万100円」を「1万9,200円」に、イの後期高齢者支援分につきましては、均等割額を「7,050円」から「6,150円」に、ウの介護分につきましても、均等割額を「7,500円」から「6,600円」に変更となっております。

下の3号につきましては、2割軽減のことでございます。次のページになりますが、アの医療分を「8,040円」から「7,680円」に、イの後期高齢者支援分については「2,820円」を「2,460円」に、ウの介護分につきましては、「3,000円」を「2,640円」に変更となっております。

最後に、また議案書のほうに戻っていただきまして、29ページの下のほうをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきます、適用区分ということで、改正後のこの条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従来の例に

よるといふものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

ほとんどこれは減額されているような条例改正になっておるんですが、これによって
税収というのはどれくらいマイナスになるんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

平成30年度の税収の部分の決算見込みは2億5,327万5,000円でございます。今年度の
見込みは2億4,394万円となっておりますので、約1,000万円ほどの減となっております。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

もう一点、お尋ねします。

これによって1世帯平均しますと、例えば夫婦、子供2人いる家庭、標準的な家庭に
なりますけれども、これはどれほど減額されるものなんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

ちょっとそこまでの細かい試算につきましては、ちょっと手持ちの資料を持っており
ませんので、委員会のほうで……。

（「報告」の声あり）

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

はい、よろしくお願ひいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

はい。

○5番（浅野 進君）

町長にお願いしますが、今までの国保会計の場合ですと応益・応能、こういう割合で納めるようになっておりますが、特に均等割なんですけれども、子供1人おるよりも2人おるほうが税金が高いんですね。2人よりも3人にふえていくと、さらに高くなるんです。この試算を見ますと、1人当たり4万2,000円納めるようになりますけれども、これは子供さんが3人おりますと、これだけでも年間12万円の国保税を納めるような仕組みになっておるんです。

特に今、国のほうでは子供が少なくて困ったなど、将来どうやってその働き手を確保するんだろうかというようなことで、場合によったら外国人まで連れてこようとか、そんなような議論をされておるんですね。もう少し子供を産み育てるような環境をつくるためには、やっぱり家庭の負担というのを減らしていくような方向で考えていってもらいたいなあと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

施策の方向性として子育て支援と絡めれば、今おっしゃられた部分というのは、そういう考え方もできるのかもしれませんが。

ただ、今、国保の全体の均等割云々という話については、やっぱり応益の状況からすれば、当然、人がいればそこに医療費がかかるわけですから、その部分の負担の不公平が生じないように、やっぱり1人当たり額を決めるという制度設計になっておりますので、今おっしゃられた部分については、実はその分まで考えが及んでいないと思います。そういう意味では、均等割のあり方というのは、今後、国保の税率決定なり何なりの際に考慮すべき部分があるのかどうかも含めて検討は要すると思いますけれども、ただ、今おっしゃられた部分について、先ほど方向性を同じくすると言いましたけれども、国保税の物の考え方の中では、応能と応益というのはおおむねフィフティ・フィフティでいきたいと思います。その応益割の中で数の多い人、今おっしゃられたように子供が多い、おっしゃるとおりなんですけれども、そこまで制度上は今考えられていませんので、ですからそれを検討するかどうかも含めて、それが制度上許されるのかどうかも含めて検討はさせていただきたいと思っています。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第17、議第33号 輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の30ページをごらんください。

議第33号 輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、工業標準化法が一部改正をされまして、法律名が産業標準化法に変更されることに伴い、条例中の文言を改めるものです。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

新旧対照表の29ページをごらんください。

別表（第4条関係）の備考中ですが、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものです。

工業標準化法が産業標準化法として施行され、J I S規格の対象拡大と名称変更されることに伴う改正でございます。

なお、この改正は、令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第33号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第18、議第34号 輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長(大橋勝弘君)

それでは、輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書の32ページをごらんください。

議第34号 輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、自転車に関する道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月25日に施行されたことに伴い、条例中の文言を改めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の30ページをごらんください。

道路構造令において自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯が新たに規定をされ、自転車通行帯の設置要件が規定されたことに伴い、第5条第1項の車道に自転車通行帯を追加し、同条5項及び第7条に自転車通行帯に関する規定を追加するものです。

また、31ページ、第9条の2に自転車通行帯の設置要件として、幅員1.5メートル以上を基準とする規定を追加するものです。

次に、第10条の自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するものです。

また、32ページの第11条、第12条及び33ページの第32条の規定につきましても、自転車通行帯に関する規定を追加しております。

なお、この改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第34号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第19、議第35号 輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管

理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。
議案書の35ページをごらんください。

議第35号 輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士第2次試験の選択科目が見直されたことに伴い、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規定を改めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の34ページをごらんください。

初めに、第3条第3号中の短期大学には、学校教育法による専門職大学の前期課程を含むこととし、第8号の技術士第2次試験の選択科目、水道環境を削るものです。

次のページ、第4条についても同様に、専門職大学前期課程を含むことを加えるものです。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第35号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 輪之内町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第20、議第36号 大垣消防組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。危機管理課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第36号について御説明させていただきます。

議案書は37ページになります。

議第36号 大垣消防組合同規約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大垣消防組合同規約の一部を次のように変更するものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

38ページがその一部を改正する規約でございます。こちら町長の提案説明の中にありましたとおり、今回の規約の変更に関する協議は、大垣消防組合を構成します市町のうち、大垣市の大垣市議会委員会条例を改正する条例が令和元年5月1日から施行されたことに伴いまして、大垣消防組合同規約第5条第2項を改正することが必要になりましたので、今回、議会に協議を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表は37ページになりますのでお願いいたします。

こちらの一部改正の内容につきましては、常任委員会の名称等が変わりました。それによる改正でございますので、現行の「建設環境委員長」を「消防事務を所管する委員会の委員長」に改めるものでございます。

議案書の38ページに戻りますが、この規約の施行につきましては、附則にて岐阜県知事の許可のあった日からとしています。

以上で、議第36号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

旧来の建設環境委員長が消防事務を所管する委員会の委員長ということになるんですが、この消防事務を所管する委員会というのは名称が決まっていないうですかね。前みたいに建設環境とか、今度は消防事務を所管する委員会の委員長ということで、こういう抽象的な委員会ができたということですか。

○議長（小寺 強君）

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

ただいまの御質問は、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例では、今回、新しい常任委員会の名称は、総務環境委員会と改正になりました。今回、このように常任委員会の名称が変わったんですが、大垣消防組合のほうで、今後もこのような変更がある場合に規約の改正に影響が出ないように、今回、先ほどの消防事務を所管する委員会の委員長というような書きぶりといいますか、表記に改正をお願いしたいというような協議でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第36号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 大垣消防組合格約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第21、議第37号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、
日程第22、議第38号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について及び日程第23、
議第39号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議についてを一括議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

それでは、議第37号について御説明させていただきます。

議案書の39ページをごらんください。

議第37号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を次のように変更する。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

40ページが一部を改正する規約でございます。

今回の規約に関する協議は、先ほどの議第36号 大垣消防組合規約の変更に関する協議についてと同様に、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が令和元年5月1日から施行され、建設環境委員会から総務環境委員会に変更されたことに伴い、規約を改正すべく議会に協議を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の38ページをごらんください。

議会の組織及び議員の選任の方法、第5条第2項中、大垣市選出議員の中の「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改めるものです。

今後、同じような名称変更があっても影響が出ないよう、総務環境委員長ではなく、一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長と改めるものです。

議案書の40ページへお戻りください。

なお、この規約の施行は、附則にて岐阜県知事の許可のあった日からとするものでございます。

続きまして、議第38号について御説明させていただきます。

議案書の41ページをごらんください。

議第38号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大垣衛生施設組合規約の一部を次のように変更するものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

42ページが一部を改正する規約でございます。

この規約に関する協議も、先ほどと同様に大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が施行され、建設環境委員会から総務環境委員会に変更されたことに伴い、規約を改正すべく、議会に協議を求めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の39ページをごらんください。

組合の議会の組織及び議員の選任の方法、第5条第2項中、大垣市の選出議員の中の「建設環境委員長及び建設環境副委員長」を「並びに一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長及び副委員長」に改めるものです。

議案書の42ページへお戻りください。

なお、この規約の施行は、附則にて岐阜県知事の許可のあった日からとするものでございます。

続いて、議第39号について御説明させていただきます。

議案書の43ページをごらんください。

議第39号 西濃環境整備組合格約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、西濃環境整備組合格約の一部を次のように変更するものとする。令和元年6月12日提出、輪之内町長でございます。

44ページが一部を改正する規約でございます。

この規約の変更に関する協議も前2つと同様、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が施行され、建設環境委員会から総務環境委員会に変更されたことに伴い、規約を改正すべく議会に協議を求めるものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の40ページをごらんください。

議会の組織及び議員の選任の方法、第5条第2項中、大垣市の選出議員の中の「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改めるものです。

議案書の44ページへお戻りください。

なお、この規約の施行は、附則にて岐阜県知事の許可のあった日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この規約の変更について直接お尋ねするわけではないんですが、お許しをいただきたいと思います。

1つは、西南濃粗大廃棄物処理、ここは養老町にある施設のことを言っているんでしょうか。

それからもう一つ、たしかあそこは職員がおるんですけれども、これにかかわっている自治体がたしか持ち回りで職員を派遣しているように聞いたことがあったんですが、今はそんなことはないんですか。

○議長（小寺 強君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

ちょっとそのようなことは認識しておりませんが、ないと思います。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第37号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

これから議第38号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 大垣衛生施設組合格約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

これから議第39号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 西濃環境整備組合格約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第24、選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にいたしましょうか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

指名推選でお願いしたいと思います。

○議長(小寺 強君)

ただいま田中政治君から、選挙の方法について指名推選によることの発言がありましたが、この発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 木野隆之君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました木野隆之君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木野隆之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって、6月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第24号から議第27号及び議第32号については、6月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月20日に委員長報告をお願いします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
定例会最終日は午前9時までに御参集願います。
本日は大変御苦労さまでした。

(午前11時53分 散会)

令和元年6月12日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

令和元年6月20日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 福東小学校大規模改修工事特別委員会の設置について

日程第4 議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定について

議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和元年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第4 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴
教育課長	中島良重	住民課長	野村みどり
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
福祉課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和元年第2回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第24号から議第27号及び議第32号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第24号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により、質問は3回までとします。

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆様、改めましておはようございます。

少しだけお話しさせていただいてから一般質問に入らせていただきますので、よろしくお願いたします。

令和元年の初議会、初登壇に当たりまして、まずもって初当選させていただきました町民の皆様方には感謝の気持ちと、この壇上でお話ができる自分の立場と責務を真摯に受けとめ、町民一人一人の目線に立って、迅速かつ明確な判断で対応ができ得る議会活動に努めてまいりたいと思います。

今回は、過去にない、新人が5人も加わり、何かと行き届かぬ点多々あるかもしれませんが、諸先輩議員方からの御指導のもと、木野町長とともに新人らしく、はつらつと元気に新しい輪之内町政に携わってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

そこで、1番目の質問でございますが、輪之内町消防団のあり方について。

まずは消防団の使命は、水災害、火災ほか、災害の現場に到着した設備機械器具及び資料を最高度に活用して、生命・身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限に食い止めて、水火災の防御、鎮圧に努めなければならないものだと思います。しかしながら、

輪之内町消防団の目的意識は、輪之内町操法大会により成績を残し、安八郡大会で神戸町に勝って県大会に出場することに向けての操法訓練にすぎないように思います。確かに操法訓練は、一分一秒を争うための迅速、機敏な動作を身につける必要不可欠な訓練なのは十分解しております。

また、10月に行われます規律訓練大会は、必ずしも行わなければいけないものなのでしょうか。確かに部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎をつくるには規律訓練はやるべきことだと思いますが、毎年恒例行事かのような大会は、今の時代に反しており、なくすべきだと思いますが、町長の御意見をお聞かせください。

2つ目でございますが、輪之内消防団員のあり方について。

先ほどお話ししました操法訓練におきましては、本当に団員の皆様方には、平日の仕事を終えた後の2時間の訓練は、大変苛酷できついものであり、頭の下がる思いです。

水災害はさておき、建物火災等の場合は、いつ何どき起こり得るかわかりませんから、いかなる場合にでも迅速なる行動で初期消火に努められるように、ふだんから団員一人一人が自分自身の任務の向上と認識が大切であると思います。

近年、企業誘致も盛んになる一方で、今年の3月にありましたエヌビーシー工場火災、過去には日本リファイン株式会社が2回も爆発事故を起こしております。こうした背景を考えますと、これからも工場火災がふえるのではないかと、そうなると消防団員の危険度も問題視しなくてはならないと思います。

そこで、輪之内町内にある企業、工場には、どんな危険物を取り扱っていて、それをどこに保管してあるのかといった調査をして、図面上にきちんと明記し、把握した上、消火活動をしなくてはならないと思います。

初期消火はとても大事なことですが、消防団員には家庭もあり、家族もあり、勤務先もありますので、自分自身の生命を第一に考えていただきたいと切に思います。

また、親御さんからは、家の息子は県外に勤めていて、結婚もして、子供が学校に上がる前に戻ってきて一緒に住みたいと言っているのだが、帰ったら消防団が回ってくるから帰るのをちゅうちょして困っているといった話も聞いております。

そういったことにより、輪之内町の人口減少や、若い子たちが輪之内離れに少しは影響しているかと思えます。そうしたことにより消防団員のなり手が不足しており、福束地区は、特に町民が少ないのに小型が3班もあり、逆に大藪地区は、住宅やアパートがどんどん建って町民がふえても小型が2班しかないのも、なかなか回ってこないといった悪循環を招いている始末です。

これからの消防団員の役割分担は、どのようになっていくのでしょうか。町長の御意見をお伺いします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問に当たりまして、ただいま土井田崇夫議員から2つの御質問をいただきました。順次お答えをいたしたいと思っております。

まず、消防団のあり方についてでございます。

御質問をいただいた土井田議員は、消防団の経験もおありですし、十分全体として状況は御承知のことだと思っておりますけれども、今回は新人の議員さんもお見えになりますので、少し経緯も踏まえてお話をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

消防団の任務は、土井田議員が御質問の中で使命として説明されたとおりであり、このことは消防組織法第1条にも規定をされておるところであります。まさしく消防団は、社会に奉仕する団体として、みずからの郷土はみずから守るという精神に基づいて、組織的に活動をしておるところです。

その消防団活動の一つとして、先ほどおっしゃられた操法訓練が組み込まれております。この操法訓練は、消防団の技術的向上と消防活動の修練と充実に寄与することを目的として、毎年4月より約3カ月間、継続的に行われております。その間、審査会や町大会、郡大会等において訓練の習熟を図り、さらなる技術の向上を目指しておるところであります。

この訓練については、第一義的には団員が誰でも消防活動ができること、また消防機材を操作できることに重きを置いて取り組んでおります。大会に出場する以上は、よい成績をおさめたいというのは、ある意味、自然な成り行きかなあと思っております。ではありますけれども、そのためだけに訓練を行っているのではないということでもあります。いざという事態が発生した際、任務遂行に必要な知識・技術を習得するための訓練であることは言うまでもありません。

また、規律訓練大会については、規律と秩序を必要とする組織的活動の習熟が主眼であり、有事の際には、厳正な規律と整った秩序の維持が要求されることから実施されております。消防団が取り組んでいる規律訓練大会を含む各訓練は、基本的には全て消防団員に必要な知識と技術の向上のために実施しているものと御理解をいただけたら幸いです。

昨今の地域防災のあり方や、消防団に期待するものが多様化・複雑化しております。その一方で、少子・高齢化が進み、被用者がふえ、地域を越えて通勤する住民の増加等、社会情勢の変化により、地域における防災の担い手不足への対応が喫緊の課題として浮上しているのは、議員御指摘のとおりであります。

現状では、消防組織の負担も増すばかりとなっております。そのため、平成27年度から地域の消防防災力の向上と消防団の活動を補完することを目的に、昼間における消火

活動や大規模災害時における災害防御活動、災害支援活動及び災害警戒活動を担う組織として機能別消防団員制度を導入したところであります。

また、地域での防災力強化と消防団等の公的機関の支援ができる人材育成として防災士養成講座の実施、これは平成28年、29年と継続して実施しております。

また、地域防災の総合力を向上させることによって、消防団の負担を軽減するための施策という位置づけで進めておるところでございます。

このような時代的背景は、当然のことながら、消防団幹部も十分に承知しております。団員の声に耳を傾けながら、今後も、消防全体の訓練内容とその規模、あわせて先ほどおっしゃられました団編成のあり方についても、鋭意検討を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにしても、時代が変化する中で組織をどのように維持、発展させていくのか、行政、消防組織、そして地域住民の皆様があるべき姿について、喫緊に合意形成をしていくべき段階に来ているものと、そんなふうにとめております。

次に、2点目の消防団員のあり方についてお答えします。

まず、皆さんの記憶に新しいわけですが、今年3月15日に発生しました里地内でのエヌビーシーの工場火災であります。この際は、輪之内町消防団、大垣消防組合のほか、隣接市町の応援出動も受けて消火活動が行われたところであります。本件火災において町消防団は、消防車両11台と機能別消防団員8名を含む46名が出動しております。覚知から鎮火まで2時間以上かかったという大きな火災でありました。

このような状況下において、出動団員の身を守るため、徹底した情報管理を行い、現場活動をすることは大変重要であります。

現在、災害現場での活動では、大垣消防組合の本部指揮隊と連携し、活動指示を受け、組織的に現場活動が行われております。このような臨場体制のもとで、細やかな活動指示、依頼や現場の危険情報等を受け、安全管理に配慮した活動が実施されておるところです。

企業やその他工場が保有する危険物、これらにつきましては、大垣消防組合が実施する防火査察、企業から提供され把握している危険物施設等の情報、そして大垣消防組合の指揮隊から活動危険情報として受けた消防団本部の指揮隊が消防団員へ伝達すると、そういう情報伝達ルートをとっております。これは、どのような組織、制度をつくるにしても、現場の相互の連携を今まで以上に密にするということが重要になってくることは言うまでもございません。

いろんな情報の結果、例えば禁水性物質などがある場合の現場活動、これは実質的な消火活動というよりも避難誘導や現場警戒区域の設定活動等が主になる場合が多いと思いますが、現状と同様に、大垣消防組合の本部の指揮下で連携をとりながら対処すべきものと考えております。

輪之内町消防団の存在は、まさしく地域防災のかなめであり、重要かつ必要不可欠なものと考えております。先ほどおっしゃられたように、その消防団員の担い手不足という懸念は、極めて憂慮すべきことではありますが、そのことは私どもや消防団幹部も同様な思いであると考えております。町を離れた若い世代にすると、これまでの消防に対する大変であるとのイメージが強いため、戻ってくることをためらう一つの要因になっているのかとも思われます。ただ、これは輪之内町特有の問題ではなくて、全県下共通の解決すべき課題であることは御理解をいただきたいと思っております。

県においても消防団員確保策を種々講じているところではありますが、これは解決のために地道な努力を要するということは論をまたないと思っております。消防団に対する偏ったイメージを払拭することも意識しながら、現状の訓練方法やその頻度等、毎年の反省を踏まえながら、団運営の改善に努めていくことが何より大切と考えております。

これまでのやり方を踏襲するというところにこだわるのではなく、団員がその任務を自覚し、全うできる環境をどのように構築するかを模索しながら進めているところでございます。

消防団員が郷土愛護の精神を基調とした社会に奉仕する団体であるとの誇りを持ちながらも、それだけでは解決しない現実がございます。そういったものを見据えながら、今後も地域に根差した消防団であることを念頭に置いて、新しい姿の消防団員像を追い求めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、時代の変化に即応した消防組織のあり方を考える時期に来ておると思っております。皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上で、土井田崇夫議員への答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

3番 土井田崇夫君。

○3番(土井田崇夫君)

御答弁ありがとうございました。

前回、3月に行われました一般質問のときには、箕浦教育長がおっしゃいましたように、災害は、思いも寄らないところで、思いもしない形で発生しております。一昨日の晩には、新潟県で最大震度6強の大きな地震が発生してございましたし、南海トラフ地震も、いつ起こるかが大変懸念視されております。

ですから、地域の防災力向上のためにも、やはり消防団員のお力が大切でありますので、今後とも災害に役立つような練習内容も組み込んでいただき、町民から信頼される消防団であってほしいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

学校の給食費について町長に質問いたします。

文部科学省は、学校給食について教育活動の一環と位置づけています。また、小・中学校の給食費無償化は、食育推進や保護者の経済負担を軽減する目的にも上げられています。

給食費無償化の効果として、児童・生徒の給食費の未納・滞納に対する心理的負担の解消に大いに役立つものと注目されてもいます。義務教育では、できる限り家庭に補充的出費を負わせるべきではなく、学校給食は全ての子供に与えるべきとした国連教育科学文化機関、これはユネスコといますが、勧告をしておりますし、義務教育の無償化を定めた憲法26条2項にも示されています。

西濃地方では、揖斐川町で給食費無償化を実施しており、また神戸町では、限定的ですが、第3子から無償化していると聞き及んでいます。

輪之内町では第2子から無償化できないものか、お尋ねをします。その場合、財源はいかほどになるのか、あわせて答弁をお願いいたします。

必要な場合は再質問をさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員から学校給食費の無償化についての御質問をいただきました。お答えをしたいと思います。

浅野議員の御発言のとおり、学校給食は、児童・生徒への食育・徳育の育成として、健やかに生きるための基礎を培う大切な教育活動の一環と位置づけられておるところであります。

学習指導要領でも食育の観点踏まえた学校給食の目標は、1つには食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。2つ目に、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につける。3つ目には、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性についてみずから判断できる能力を身につける。4つ目でありますが、食物を大切に、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を持つ。5つ目に、食事のマナーや食事を通じた人間関係の形成能力を身につける。6つ目に、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つということにされております。このように大切な学校給食を、浅野議員御発言のように、無償化するとか、保護者負担を一部軽減するという自治体がふえてきております。

一つのデータであります、平成30年7月、文部科学省発表の「平成29年度学校給食費の無償化等の実施状況」という報告書がございます。これの調査結果によりますと、全国1,740自治体のうち、小・中学校とも無償化を実施しているのは76自治体で全体の4.4%、一部無償化・一部補助を実施している、これは中身はいろいろでございますので一概に言えないんですけれども、何らかの形で一部無償化を実施しているのは424自治体で、全体の24.4%という状況になっております。

県内においても、先ほど浅野議員御案内にありましたように、岐南町に続き、揖斐川町も無償化を実施している。近隣では、神戸町、安八町は、一部、これはかなり限られた部分なんですけれども、一部の無償化、補助をしているという状況もございます。

輪之内町内の給食の状況でございますけれども、現在、町内小・中学校へ約1,000食の給食を提供し、昨年度の年間経費は、センター運営費、人件費、調理業務の委託、施設・設備の維持管理費等が約4,300万円、原材料費が約4,700万円となっております。いわゆる給食費としては、そのうちの原材料費のみ保護者に御負担をいただいております。その負担額は、小学生で月額4,100円、中学生で月額4,750円ですが、この負担額につきましては、時代の状況、それから物価等を勘案しながら、順次、改定を重ねてきておるということでございます。

給食費につきましては、学校給食法というのがありまして、その第11条により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費等の経費は、設置者の負担、それ以外の学校給食に要する原材料費は、保護者の負担とするということに明記されております。

また、先ほど憲法を引用してのお話ございました。義務教育は、憲法第26条第2項で無償であると規定をしておりますけれども、これはその具体的内容が教育基本法第5条第4項で国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない、教科書については、別途、教科書無償給与制度により無償配布されているように、授業料及び教科書については無償であるという意味に解されており、学用品、その他学校生活に必要な物品の費用については、無償ということにはなっておりません。

また、現在、給食費未納の世帯も割合としては非常に少ない状況で、ありがたいことだと思っております。また、経済的に困難な世帯に対しては、別途、準要保護世帯として給食費を含めて就学の援助をしておるという現況でもございます。

浅野議員御提案の第2子から無償化した場合の経費として、例えば現状における小・中学校に在籍の2人以上の兄弟のいる世帯は約170世帯、したがって、これを無償化しますと、年間では約857万円ほどの減収となってまいります。他の自治体の状況も踏まえつつということになるかと思っておりますけれども、町といたしましては、いろんな子育て支援ということについて、多方面の切り口でいろいろなことを実施しておりますので、これは何を優先すべきなんだということともかかわってきます。だから、検討の

対象として排除するという趣旨でありませぬので、その辺は私どもの責任において、給食でいいますと、いわゆる食費といいますか、原材料費の負担とともに、あとは給食の安全性確保ということでアレルギーのチェックの問題、そういったこともあるわけです。アレルギーチェックについては、先進的な行為をしておると自負はしておりますが、そういったことも含めて、やはり今後の課題としてどうあるべきかということは考えながらやっていきたいと思っております。

ただ、先ほど年間約857万円、これは小・中学校の児童・生徒の変動もありますので、おおよそ800万円から900万円ぐらいと思っただけであればいいんですけども、こういったものは、ただ、言えることは、単年度の財政負担ではありません。したがって、これはやり方を間違えると、ボディブローのようにじわじわときいてきてまいりますので、政策の優先度、それから今ある我々の財政負担能力というものを相互に関連づけながらやっていくことが必要なんだろうと思っております。関心を持ちながら、今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

(5番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

私、どうしてこの学校給食費を無償化して家庭の負担を少なくしてほしいというように思っているかということについてお話ししますと、先般、中日新聞に載っておりました、4人に1人が貯蓄100万円未満の世帯があるというんですね。これは60歳を基準にしてアンケートをとったようです。60歳の方が40年間働いても、100万円未満しか貯蓄がないというんですね。

そして、これからさかのぼってみますと、今、15歳、16歳を抱えている子供さんたちの世帯というのは、これから押しなべて考えてみますと、もっと厳しいような生活実態ではないのかなあというようにも思っておるんです。もう少し子育てをしやすいような、家計の負担を楽にできるような、そういう施策をとっていただきたいというように思っております。

それから、もう一つは、この前、厚生労働省が国民生活基礎調査の結果を発表されました。これが新聞に載っております。「大変苦しい」とか、「やや苦しい」とか、「苦しい」と答えた家庭は、全体の55%あるというんですね。

それから、子供のいる世帯の母親で仕事を持っているという家庭は、70.8%あるというんですね。これは最高だというんですね。働かなければ食っていけないような生活実態になっているのではないのかなあというように思っております。しかも、働いているお母さんは、非正規が40%だったんですね。一般の正規職員よりも、恐らく待遇が大分低いのではないのかなと私は推測しているんです。

いずれにしても、みんなの生活が苦しくなっているという実態だろうと私は思っております。そういう面から、もっと子育てしやすいような、経済負担がかからないような、そういう施策をとってほしいという思いから学校給食も考えてほしいなというような、そんな思いで質問したんですが、町長の思いはいかがでしょうか。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大変御示唆に富んだ御発言をいただきました。要は貧困を考えると、絶対的貧困をセーフティゾーンにして、そこは省略できない部分、これは行政が避けられない部分であります。

今、よく言われている貧困対策というものの中に、いわゆる相対的貧困という言葉がございます。特にその部分が子育てとか、そういうところについてはかかってくる部分があると思うんです。

おかげさまで、岐阜県に関して言うならば、全国の子供の貧困率、これは相対的貧困率と言われるものですが、13.9%ほどあると。それに対して、平成30年度の県が初めて実施した「子ども調査」というのがあるんですけれども、これの調査では、本県の子供の貧困率は約7.2%ということで、全国的に見ますと、相対的貧困率というのはやや低い状況であります。さりながら、その問題がないという話ではないんです。そこをどう考えるかという話だというふうに考えます。

最近新聞報道等でも、貧困、少子化への家庭支援という範疇の中で、「無償化が広がる学校給食」というような新聞報道等もされております。地域によって、その程度、それからそこへつぎ込むことのできるリソース、そういったものを考えながら、全体のバランスをどうとっていくかという話になってくるだろうと思います。

先ほど再度の御質問の中でありました状況について、その状況について反論しようとするものでありません。そういうことを踏まえつつ、なおかつ政策選択としてどの程度までが許されるかということについて、不断のニーズ調査、そして政策の優先順位を考えていきたいと、そんな状況であることを御理解いただければと思っております。以上です。

○5番（浅野 進君）

議長、以上です。

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

まず初めに、5月の改選におきましては、多くの皆様より多大なる御支援をいただき

ましたことに、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

また、各議員の皆様を初め町当局における皆様におきましても、御指導、御鞭撻、また御協力賜りますようお願い申し上げます。

活力あるまちづくり、地域のために努めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告させていただきました項目に入らせていただきます。

小学生の通学時の安全対策について。

平成30年1月末のデータをもとにしておりますけれども、交通事故に関しては、小学1年生の歩行中の死者数は、小学6年生の8倍であり、年齢別では、7歳が最も多く、次いで6歳、8歳の順であります。小学生の低学年が半数を占めております。月別では、4月から7月、10月、11月が多く、時間帯別では、夕方15時台から17時台と朝7時台が多くなっております。また、地点別では、交差点内、累計別では、横断中が最も多く、そのうち横断歩道が約39%にもなっております。登下校中は、全体の約35%であります。

また、誘拐未遂事件、通り魔事件的な犯行事件がニュースでも見受けられます。

子供の安全は、親御さんはもちろん、行政機関、町民の共通する願いであり、目標であります。

登校時、地域の皆様が横断歩道に立ち会っていただいておりますし、下校時には、学校の先生方が付き添っていらっしゃるっております。また、行政も、安全パトロールカーで町内を巡回されていまして。

そこで、現在取り組んでいらっしゃる小学生の登下校時の安全対策をお尋ねします。

また、福東小学校の北側の道を大型トラックや4トンダンプ車が通ることがあります。福東大橋を渡って福東の信号を左折してきた可能性が高いと思われませんが、ファミリーマートの交差点、中郷を左折していただきますよう、行政から、各会社、取引先等に御協力いただくようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋慶裕議員から小学生の通学時の安全対策、この項目で御質問いただきましたのでお答えをいたします。

最近、高齢者ドライバーの運転ミスや運転マナーの悪いドライバーによる交通事故、信じがたい通り魔殺傷事件等々、予測不能な事故、事件が多発していることは、ニュースでも最近は耳新しく、目新しくないほどに多発しておりますが、本当に憂慮すべき事態だろうと、そんなふうに思っております。

本町の登下校時の通学路につきましては、地域見守り隊の皆さん、PTAの皆さんの御尽力により、今のところ大きな事故もなく登下校できておりますことに、心から感謝

を申し上げたいと思います。

小学生の登下校時の安全対策として、まず学校教育の中では、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を養成するように、実践的な交通安全教室や防犯教室を関係者の協力のもとで実施しておるところであります。

地域にあっては、PTAの方々による通学路の安全点検、スクールガードリーダーによる町内の巡視、地域見守り隊の方や学校教職員による見守り活動、通学路の危険箇所等を明記した「輪之内町小中学校安全マップ」の配布、これは毎年つくっておりますが、そういった安全マップの配布、それから子供の安全・安心に関する研修会の実施等、学校と地域が情報共有しながら安全対策に取り組んでおるところでございます。

行政側としても、通学路で交通量の多い交差点、こういったところにはカラー舗装や標識の設置、運転手に速度の減速や通学路であることを認識できるような安全対策というものを実施しております。

御質問にありました福東小学校の北側道路につきましては、現在、通学路とはなっておりませんが、この道路を横断しなければならない地区がございます。危険箇所には、カラー舗装を施し、地域見守り隊の方にも立っていただいて、安全に横断できるように、学校からも近くまで見送って対応している、できる限りのことをしておるとは思っております。

それから、御質問の中にありました道路の迂回云々についての話ですが、おっしゃることは非常によくわかるんですが、ただ、これは一般道でありますので、一般道を走行する車両について、町が独自にある部分について規制をしていくというのは非常に難しい状況であります。さりながら、学校が近いこと、子供たちが通る道路であることも事実でありますから、その部分については、通学路の表示の中で、学校が近いところ、子供たちが通る道路であることを認識できるような看板だとか、減速を促すような表示等々、できる限りのことをしていきたいなど。

皆さん、御案内、見ていただくとおわかりのように、いわゆる道交法上の交通標識のほかにもいろいろなものが立っている場合がありますが、そういったものを活用しながらやっていきたいなど、そんなふうには思っております。

例えば、注意喚起の路面標示等、これは一部にはカラー舗装等で、ここは通学路になっていきますよというようなことを標示するように、各交差点に色違いの舗装をしている部分もありますけれども、そういったことも含めながら、これには行政のみならず、それから道路規制を担当しております大垣警察署等々、関係機関が幾つかございますので、そこと連携をとりながら、できる範囲、できる限りのことをやっていきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、小・中学校、次の世代を担う宝物でありますから、そこに手を抜くことはしたくないなどは思っています。いろいろな知恵を頂戴しながら、行政として

もできる部分を先に対応してまいりたいなど、そんなふうに思っております。よろしくお祈いします。

(1番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

1番 大橋慶裕君。

○1番(大橋慶裕君)

御答弁ありがとうございます。

現在、標識等があるとは思うんですけども、破損といいますか、汚れて見えないとか、古くなっておりまして、役に立っていないのではないかと思いますけれども、見えにくいということで、もっとしっかりとわかりやすいようにしていただきたいと。そういう箇所がありますので、点検していただきまして、腐食のほうを早急にお祈い申し上げます。

それと、昨年度、大藪小学校から始まりましたコミュニティ・スクール、地域とともにある学校づくり、そういうことが今年から中学校初め仁木小学校、福東小学校も始まっていると思います。そこで、見守り隊として、今、老人クラブの方が登校時に横断歩道に立っていらっしゃるんですけども、そういう方にコミュニティ・スクールのほうに参加していただけるようにお祈いしてはどうでしょうか。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

幾つかの論点があったと思いますが、1点目の標識の管理等につきましては、これは設置者の責任において対応させていただきたいと思ひます。

それから、コミュニティ・スクールの中で交通関係の者もそこへ取り入れる形で運営をしていただけたらということでございます。地域とともに歩む学校という意味においては、もちろん小学校、中学校の児童・生徒の安全というのも重要な要素であると思ひます。

御提案をいただいたものについて、それぞれコミュニティ・スクールについて、各学校に会議、学校運営協議会みたいなものを組織しながらやっていくことにしておりますので、そこでの話題にさせていただいてもいいのかなと、今、思っております。

ただ、それぞれのコミュニティ・スクールの中で何を重点にどうしていくかということについては、学校の自主性に任されている部分がありますので、それがどういう位置づけでやられるかについては、ある意味、そこに関与していらっしゃる方がどれだけ声を大きくしてその問題に取り組んでいけるのかなというふうに私としては思っておりますが、コミュニティ・スクールについては、ちょっと私よりも教育委員会のほうに今後の方向性についてということになるろうかと思ひますが、今回の一般質問の趣旨は、交

通安全のサイドから見たいろんな問題点の提起というふうに思っておりますので、その部分に限定してお話をさせていただいている、そんなことですので、よろしく御了解いただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

新人議員らしく伸び伸びと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、ドライブレコーダーの推進について一般質問いたします。

今から1年前になりますが、新潟市西区のJR越後線の線路で小学2年、当時7歳の少女の遺体が見つかった殺人・死体遺棄事件では、新潟県警が事件発生から1週間後に会社員の男、当時23歳を逮捕しました。容疑者を絞り込む一助になったのがドライブレコーダーでした。「動く防犯カメラ」と言われ、街頭設置の防犯カメラが少ない住宅地などの死角を埋める効果もあるとされてきましたが、新潟の事件でも威力を発揮しました。

現在では日常を取り戻していますが、通学路で連れ去られたことへの不安は、今でも地域に残っていると言われております。

現在では、貸し切りバス事業者のみにドライブレコーダーの装置が義務づけられています。2020年には、バス業者以外においてもドライブレコーダーの義務化が想定されています。

最近の実態調査では、ドライブレコーダーの搭載率が前年度の15.3%から大きく上昇して、31.7%になっております。その背景には、昨年のおおくり運転の事故以降、報道の影響もあり、急激に上昇して、防犯カメラとしての効果を重視し始めた結果だと思っております。また、前方だけでなく、後方も撮影可能なモデルや全方位を録画できるモデルに関心が集まっております。

私は、このドライブレコーダーの搭載率を上げていくことで、地域の子供たちやお年寄りの皆さんを守っていくことはもちろんですが、乗車している最中の状況をくまなく映像で録画することにより、ドライバー自身が録画を通して第三者に見られていることで安全運転を意識するようになる点が最大の効果だと思っております。それが安全なまちづくりにつながると思っております。町の推進事業として御検討していただきたいと思いますので、御意見を願いたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

林日出雄議員から御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

今、御質問のありましたドライブレコーダーの認知度は、近年、急激に上がっておりますが、その認知度が上がるきっかけになったのは、平成24年（2012年）の京都祇園で起きた軽ワゴン車の暴走事故等々の映像、衝撃的な映像が今までも幾つか出ておりますので、それまで基本的に商用車で利用が中心であったものが、一般的な車両にまで拡大したんだというふうに言われております。

最近で見ますと、平成28年（2016年）に起きました長野県軽井沢でのスキーバスの転落事故、そしてさらには、一番衝撃的だったのは、東名高速道路で反対車線から車が空を飛んできてぶつかるというような、こんなことがあるんかと思われるようなことがドライブレコーダーという映像を通じて現実のものになるということで、ドライブレコーダーというものの自体にも関心が高まっておりますし、実際の交通事故というのはこんなものなんだよということも改めて感じるという、そういう状況が出てきておるわけです。

国土交通省は、平成29年12月に、相次ぐ交通トラブルを受けて、貸し切りバスへのドライブレコーダーの搭載を義務づけております。令和2年（2020年）であります。これにはタクシー、トラック、そういったものにもその義務化が想定されていると、それは先ほど議員がおっしゃったとおりだと思います。

この義務化の目的は、日々の指導や管理に利用して、運転状況を客観的に省みることによる事故防止、つまり究極は安全運転の意識向上のために、それをどのように役立てるかという話であります。

先ほど林議員のほうで「動く防犯カメラ」という表現をされましたが、映像が残ること、みずから原因となるあおり運転の対策だけじゃなくて、認知症で行方不明になったときの捜索だとか、その他の事件・事故が発生した場合に、その解決のきっかけ、そういったものになり得ると。いろんな御意見がありますけれども、やっぱりそういったきっかけにもなり得るんだろうということも言われております。

ちなみに、一番身近な、じゃあ輪之内町の公用車のドライブレコーダーはどうなっているのという話になるんですけども、比較的使用頻度が少ない一部の車両を除いて、現在、ドライブレコーダーを搭載している車両は19台、ほぼほぼつけているよという状況にまでなっております。

また、今年度には全ての消防車両、こういったものにも搭載する予定でございます。これも10台ほどあるということになります。

ドライブレコーダーを搭載している公用車が主に町内を走ることで、危険な運転や事件・事故の発生を少なからず抑止できるものにもなり得るのかなというふうに思っております。

なくても事故が起きないのが一番いいんですけども、全国の状況を見ていますと、そんな悠長なことでもないなあという感じを受けております。

また、例は少ないんでしょうけれども、何か事件が起きたときに、そのドライブレコーダーの記録を適用することによって、事件・事故の解決につながる場合もあるのかなあということでございます。

最近はいろんな事故がありますので、交通事故処理の円滑な対応、赤だ、青だ、どっちが先だなんていう話は、映像を見れば一目瞭然でありますので、そういうものの迅速な解決にもつながる。そして、先ほど申されたように、あること自体が安全意識を高めるといふ状況から、個人で搭載する方もふえてきております。

その中で、町としてもその搭載率（普及率）、先ほど急激に上がっているお話がございましたが、そのとおりであろうと思っております。その普及率向上のために、まずは我々がやろうとして、幾つか、毎年、会議等々もやっておりますが、その機会を通じて、ドライブレコーダーの事故防止に対する効果、事件に対する解決に向かう一助となるというような実例を踏まえて、庁内の各課がいろんなところで対外的にPRをしてまいりたいと思っております。これは地道な努力が必要なんだろうと思っております。

ただ、今はドライブレコーダーについてのお話があったんですが、事件・事故の防止のためには、ドライブレコーダーだけではなくて、議会でもつとに出ておりますけれども、街頭における防犯カメラの設置をどうするのとか、そういったことを複合的にどういう形でやるのがいいのかということをお早急に検討していく必要があるだろうと思っております。

ドライブレコーダーだとか防犯カメラについては、かなりリーズナブルな価格にまで下がりつつありますので、以前よりも実現に向けての壁は徐々に低くなりつつあるとは思っておりますので、そういったものを全体として考えたいなと思っておりますし、また近隣他市町の状況も踏まえて、輪之内町として事件・事故に対する対応をどうしていくのかということをお早急に見出す時期に来ているだろうと、そんなふうにお思っております。今後、それらを複合的に鋭意検討する中で答えを出していきたいと、そんなふうにお思っております。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございます。

1つ要望がありまして、警察庁では平成19年度から20年度にかけて交通安全教育手法等を開発するための調査・研究を実施し、ドライブレコーダーを活用した交通安全教育手法のマニュアルを作成しております。69ページあります。少し古いマニュアルになりますが、参考資料として活用していただき、輪之内町独自のドライブレコーダーを活用した交通安全教育マニュアル等を作成していくこともよい方法だと思いますので、御紹

介させていただきます。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

引き続き、質問をさせていただきます。

新時代の輪之内町の目指す姿。

元号が変わり、新しい令和の時代になり、本町においては任期に伴い、5月19日、町長並びに町議会議員選挙が実施され、大きな期待を受けて、町長は4選を果たされ、議会は顔ぶれが大きく変わりました。

町長は、立候補の公約として「もっとやります！子育て・福祉環境の日本一を目指した安全・安心のまちづくり」、そして誇りの持てる輪之内にするための8つの「もっと！政策」を掲げられました。町長の町政にかける強い意欲を感じるとともに、大きな期待をいたしております。

しかし、社会の少子・高齢化、人口減少と大災害など、これまでになかった経験をした平成30年から、この状況がますます加速化すると予想されている令和に向けて、輪之内町としてこの新しい時代にどう向き合っていくのか。どのような道を歩んでいくのか。この節目に当たり、まちづくりは行政が行うことという考え方ではなく、行政と我々議員も含めた町民が一丸となって真剣に考え、夢のあるまちづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、新しい時代において、地方自治体の死活問題ともなり得る少子・高齢化、人口減少対策と防災対策の核となる防災拠点について御提案をいたします。

1. 輪之内町の近未来図について。

本町では、現在、「輪之内町第五次総合計画（平成24年度から平成33年度）」と「輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度から平成31年度）」を策定して、一体的に施策を進め、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向けて、少子・高齢化、人口減少対策に取り組んでおります。

しかし、この総合計画や総合戦略を町民がどれだけ認知しているのか、理解しているのか疑問に思っております。策定に当たっても、行政が作成し、議員選出委員と一般公募による委員で組織された審議会の諮問を受けて策定されており、審議会委員もほとんどがもう頭のかたくなった高齢者で占められています。将来の町の主役となる中学生、高校生の意見や考えも取り入れてみてはどうでしょうか。中・高生がまちづくりや住みやすさについてどのように感じているのか、どんな町になってほしいと思っているのか。輪之内町の夢のある未来像を考えることで郷土愛が芽生え、将来のUターンにもつながってくるのではないのでしょうか。授業日数や授業科目が非常にタイトであることは重々承知しておりますが、ぜひとも中学校の授業の一環として取り入れていただきたいと思

います。

また、総合計画や総合戦略の策定は、行政が施策を進めるに当たり必要不可欠であることは否定いたしません、それとは別に中・高生を含めた町民の意向を反映させ、コンパクトでわかりやすい、イラスト等を多く盛り込んだ、夢のある輪之内町の近未来像を作成してはどうでしょうか。総合戦略は今年度、総合計画は2年後までとなっており、新たな計画・戦略の策定期が来ております。この機会に、ぜひとも御一考をいただきたいと思ひます。

2. 防災拠点の事業展開について。

本町においては、いち早く公共施設の耐震補強工事を実施するとともに、木造住宅への各種耐震工事費補助事業の推進や防災士の養成と配置など、他市町に先んじた防災対策事業を展開し、防災体制の充実、防災意識の向上や災害に強いまちづくりに努めております。そして、国交省への誘致努力が実った災害時の核となる防災拠点への名神高速道路からの接続口と堤防連絡道路の拡張工事が完成し、いよいよ今年度、防災拠点のインフラ整備が始まります。

しかし、この防災拠点がどのような形になるのか、どのような機能を有した施設になるのか、姿が全く見えてきておりません。国交省の河川防災ステーションと町の防災拠点が合わさった防災基地になるのでしょうか。災害時の緊急復旧を迅速に行う基地としての機能は当然ですが、平常時には、町のオアシスとして、人々が憩う魅力的な空間として有効に利活用される施設機能の整備がより重要であると思ひます。

第五次総合計画によりますと、平成33年（令和3年）ごろには拠点となる建物を建設する予定となっております。今後の事業展開として、関係諸機関と検討の上、町民の意向を取り入れて、防災基地全体像の青写真を描き、マイルストーンを設定した長期事業スケジュールを町民に示していくべきと考えます。

防災拠点の今後の事業展開について、町長の御見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員からは、新時代の輪之内町の目指す姿として2つの御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の輪之内町の近未来図についての御質問にお答えをいたします。

まず、議員の御質問の中で、まちづくりは行政のみが行うという考えではなくて、行政と我々議員も含めた町民が一丸となって真剣に考え、夢のあるまちづくりに取り組んでいかねばならないと思ひていると、この御認識、大変私も心強く、またありがたいことだと思ひております。そういった形の中で将来像を描けていくことができれば、うれしいなと思ひております。

さて、御質問では、現在推進しております輪之内町第五次総合計画、そして輪之内町まち・ひと・しごと総合戦略、この計画を町民の皆さんがどれだけ認知、理解しているのか疑問ということでございました。ある意味、そんなこともあるのだろう思いながら、でも、これについては私どもとしては、事あるごとに周知をしてきたつもりでございます。町のホームページにも、その内容が掲載されております。御関心のある方は、ホームページもぜひとも開いていただきたいなと思います。いや、御関心のある方というより、御関心のない方に見ていただくのが一番大事なんですけれども、そういったことに向けての努力もしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

さて、議員御提案の将来の町の主役となる中学生、高校生の意見や考え方も取り入れてはどうかということについては、結論から申し上げますと、決してその方向性に異を唱えているわけでもない、むしろそうしたいと思って今までもやってきているつもりでありましたが、もっと明確な形で、そういったものもシステムの中に取り込みながら計画づくりをしていきたいなと考えております。

一例であります、以前、まち・ひと・しごと総合戦略の具体的施策の中で、平成28年度に「まちづくり創生塾」という企画を実施いたしました。内容としては、町内の在住・在勤の若年層の方、18歳から35歳以下の方々を募集して、総合戦略に掲げるテーマに対して、その参加していただきました塾生同士で議論をいただき、町に対して具体的施策の提言をいただくという取り組みをいたしました。

結果は、当時22歳から25歳の5名の男性の方、残念ながら男性の方ばかりだったんですが、男性の在住・在勤者が参加されまして、8回の会議を経て、提言書として、「若者（若年層）が定住しやすいまちづくり」をまとめていただいて、その御提言をいただきました。

その提言の内容としては3点ほどございますが、1つは人を呼び込む、これは定住とか交流人口の増大も含んでおります。それから、2つ目には働く場をつくる。3つ目に、子育てがしやすい町。この3つの分野において、それぞれ具体的な施策も御提言をいただきました。

そのうち、その成果といいますか、その考え方を広げていく中で、今年度から始めております高校生のバス通学における定期券の助成制度、それから昨年度からプラネットプラザ内で行っております、夕方からの「ペットぼたるによるイルミネーション」、これはごらんになった方もおありかと思いますが、これは彼らから提言された事業を具現化したものということになっておりますので、御紹介をさせていただきます。

このように、提言いただいたアイデアを具現化することによって、彼らが当町の行政運営に興味を持つ、ひいては行政運営にいろんな思いをめぐらす、そんなきっかけになってくれるような感じを受けております。

このような例は、上野議員が狙ってみえる輪之内町の夢のある未来像を考えることで

郷土愛が芽生え、将来のUターンにもつながってくるのではないかと、それらの提案と極めてマッチングするものだと、そんなふうにも思っております。したがって、実行することを前提に、そのスキームを考えてまいりたいと思っております。

来年度からは、2カ年をかけて第六次総合計画の策定に入る予定でございます。その際には、住民の幅広いアンケートとは別に、御提案のありました「中・高生が考える近未来図」というものも取り上げる中で、そしてそのうちで実現可能な提言については、具体の施策として実現するように鋭意努力をしてみたいと考えております。

次に、第2点目の防災拠点の事業展開について、現状及び将来の方向性等についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的な部分からちょっとお話しさせていただきますけれども、防災拠点の予定地は、揖斐川左岸で河口からおおむね29キロの地点、地名でいいますと大吉地内ということになります。県道232号今尾・大垣線、あの揖斐川左岸の堤防道路は県道認定されておりまして、今尾・大垣線という路線になっておりますが、そこに隣接をするという状況であります。

議員の御質問の中にありました、名神高速道路の接続口から堤防道路を南下して約5.5キロの地点、敷地面積は約5.5ヘクタール、天端の面積が3.8ヘクタール、約4ヘクタールというふうに理解しておりまして、見られた方も多々おありになると思っておりますが、現在、土盛りによる造成が進められておるところでございます。

盛り土のうち、いわゆる中詰め土の搬入は、平成29年度までにほぼ完了しております。平成30年度から令和元年の現在に至るまでは土の搬入を一旦停止して、沈下の状況を観測している状態にあります。今年度は、この沈下を確認しつつ、必要に応じて盛り土を追加投入することもあると思っておりますが、そういったケアをするということ、そして表層部分とのり面部分への仕上げ土を搬入する時期を見計らっている状況と、これが終わりますと、敷地造成はほぼ完了ということになってくると。

なお、かなりの高さまで積んでおりますので、沈下は当然予想されておりますけれども、この実施した盛り土の沈下が終息する見込みは、令和2年末ごろと想定されております。施設整備の実施は、令和3年度以降が望ましいと、共同で事業を実施する予定の国土交通省からそんな連絡を受けているところでございます。

今回の補正予算で計上いたしました防災拠点整備インフラ計画策定業務は、盛り土の沈下が終息する時期を見計らい、当該地で計画する施設を検討する上で必要となる道路、水路、上水道、下水道、電気等のインフラ関係の計画を策定しようとするものであります。

なお、先ほど議員からは、国土交通省の河川防災ステーションとの関連云々のお尋ねがございました。この点について、少しお話をさせていただきます。

当町で国土交通省が盛り土を含めて実施している事業は、いわゆる河川防災の防災拠

点事業であり、今後明らかにされるであろう拠点の事業内容は、同省が河川防災ステーションとして展開している事業とは少し整備内容が異なっております。ちなみに、国の事業という防災ステーションというのは、同省及び該当市町村にその全体計画の策定が求められておまして、これはいわば広域災害に備えて国において整備される事業ということでございます。

防災拠点と防災ステーションの違いではありますが、防災拠点は、国土交通省により配置された防災ステーション間を補完するものという位置づけがございます。ほぼほぼ実は、そうはいつでも整備の内容はそんなに変わるわけではないんですけれども、一つ言えることは、その拠点の整備内容は、当該地域の実情を踏まえて、地域により密着した形で整備されていくという点でございます。そのコア機能としては、防災資機材の集積、防災資機材の倉庫、他者からの受援活動に対応するためのヘリポートの設置、駐車場の設置等々が予定されておるところでございます。

なお、国交省の事業とどんな関係で町として事業を進めていくのか。我々が大吉新田で目指す防災拠点事業は、国土交通省の防災拠点事業と同時進行で一体的に整備する予定ではありますが、同省の整備内容に加えて町独自の追加機能として、災害発生時における住民の避難場所及び1次避難施設として機能させようということで、その具体的内容を検討しております。

当然のことながら、住民の皆さんを風水害・地震等の広域・複合的災害から守る拠点施設となることは言うまでもございません。加えて、平時における利活用も視野に入れた施設整備、それは通常の維持管理において、やはり平時の利活用というのは非常に重要な要素になってまいりますので、これらをどういう形であわせて整備していけるのかということについて検討していきたいと思っております。

今回の補正予算で計上させていただきました計画の策定業務、これは先ほど来申し上げております、この考えを具現化するために必要になるインフラ整備を計画するものであります。当町に必要な施設はどのようなものか、必要と思われる用途や多目的に活用できるスペース、そして何よりも大事な、その財源がどのような形で充足していけるのか。考えますと、今後の課題というものはまだまだあると思っておりますが、ある種のステージプランといいますか、タイムテーブルをきちっとお示ししながら、全体像について早急に事業を進めるように、調査内容等を充実させながらやってまいりたいと思っております。

今後、先ほど来、ちょっと姿が見えないというお話もございましたけれども、姿が見えない部分は、決めていない部分があるので、当然お示しできないんですけれども、今後の策定業務、調査等を通じて、適切な時点で皆さんのお考えも頂戴しながら前へ進めたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。

まず、輪之内町の近未来図ということですが、この中に中学生、高校生といったことを重点的に、こういう方の考え方、意見を取り入れたらどうかということなんです、まずこういった計画、そういう中に、その場に中学生が入ってきて云々ということは難しいと思いますので、例えば中学生がどういう考えを持っているのか、こういったことを、この質問の中にも上げましたんですが、授業として取り入れてもらって、中学生の考え方をまとめたものを町のほうに示していただくというようなことはできないのかなというふうに思うんですが、教育長、後で御答弁いただきたいんですが、非常に難しいことだろうとは思いますが、ぜひとも取り入れていただきたいというふうに思っております。

それから、私はこういった未来図とか青写真とか、こういうものが非常に好きなんです、これを示すということで本当に取っかかりやすいというか、町民も非常に理解、ああ、こんなふうになるんだと、一目でわかるような部分が、そういったものをいろんなところにおいても示していただきたい。

とにかく、最近マイナス思考のことが多いんですが、みんなで輪之内は将来こんな形になるんだよというようなことを描くという、一緒にみんなで夢を見るということが大切なんだろうなというふうに思っております。

それで、昨今のいろんな社会状況、科学等の発展を見ていると、我々の子供のころに夢だったことは夢で終わっているんですが、今は夢を描いたものが現実になるというような時代になってきておりますので、今、ええ、こんなことできるわけじゃないじゃんというようなことが、恐らく20年、30年後には現実になってくるというようなことになるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひともこういったものを描いて、町民に夢を持っていただくように努めていただきたいと思っております。

それから、防災拠点でございますが、防災ステーションではないよと、それに準じたような拠点ということになるということでございますが、私がぜひともこういったものをつくってほしいということで以前に要望しまして、実現をしたということでございますが、ですから今の揖斐川左岸、それから長良川右岸の間、安八町、輪之内町、海津市、ここにはこういったものがないよということなんです、ぜひともその中間になる輪之内という発想から行ったわけですが、これは当町だけのこういった拠点になるのか。いざ災害があったときに、安八町、それから海津市、そういったものにも、例えば備蓄品とか、そういったものも多分国交省の部分においては、知らんよというわけにはいかんだろうというふうに思っておりますが、その辺も含めてどういった形になるのか。

それから、令和3年以降から上物といいますか、整備に入るということですが、ロングランでスケジュールを上げてほしい。例えば、令和15年には完成するんだとか、令和10年に完成するんだとか、そういった長期的な展望も踏まえたスケジュールを町民に、令和何年にできるんだなというふうに、町民もそういうふうに意識を持ちますので、そういうことを示してほしいというふうに思っております。そこら辺の御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

まず、町の近未来を具体的に示せというお話です。

これについては、先ほど来、夢を示した絵の持つインパクトについてのお話がありました。確かに視覚的に示すということは、すごくインパクトを受けますし、その実現可能性についての期待を高めていくという意味では大事なことなんだろうと、そんなふうに思っております。

この辺は、もちろんその努力はしていくわけですが、一つ、図面を示すときの課題として出てくるのは、行政というのは、やっぱり時系列的に何年も時間軸の中で語られていく部分がございます。したがって、その近未来図の中のどの部分を示すのかという、図は2次元、行政自身は3次元で動いておまして、それに時間軸という、言ってみればもう一つの時空間が出て、いけば4次元型で進んでいく状況の中で、我々現実の行政を担う者として、どこまでの未来図を示していくべきなのかというところで少々苦悶する部分がありますが、でも、ある部分、具体的にブレークダウンして示さないとわからない部分がありますから、その努力は、どこまでできるかという議論をしつつ進めてまいりたいなと思っております、それが1点。

できるだけわかりやすい形で示すということについては、全く意見を異にするものではないということだけ申し上げておきたいと思えます。

それから、防災拠点の関係であります、2点ほどあったと思えます。

まずは、この防災拠点、広域での利用が可能なのかという話ですが、これは約4ヘクタールの天端面積のうちで、その3分の1ほどは国交省が計画する防災拠点事業の範疇で整備をされる。それから、残りの部分については、町が自分たちの重点とする政策目標も含めてそこで整備していくという状況でございます。当然、国交省の部分に関していうならば、それは防災拠点化の中でその機能を補完、拡充していくという意味では、拠点において整備されているものが輪之内町内だけということでは決してないと思っております。

その他、町のほうが整備する部分については、町の政策ニーズに基づいてつくられる、

避難者とか、そういったものについてはどこが優先利用するのといえ、それは言わなくてもわかっておるんですけれども、でも、余裕がある場合とか、いろんな広域間の調整をした中で、その利用を排除するという選択は、私はないと思っていますので。それは、現場というか、災害の実態に応じた中でそこを考えていくということになろうと思いますし、もともとあの防災拠点、防災対策の拠点であると同時に、私どもは外部からの受援の拠点になるものだと思っておりますので、そういう意味でいえば、当然、広域の中でどういう位置づけを持っているのかということは考えながら整備をしていくべき部分だと、そんなふうに現在のところは考えております。

そういう意味でいいますと、単にそこに泥を置いて終わりとか、テトラポットをそこへ置いて終わりとか、そういう話ではないんで、これは今後考えられるであろう、そこでの整備されるべき施設との関連の中で広域との連携をどう考えるかということは、当然出てくるということになろうと思います。

それから、小・中学生の云々の話につきましては、専門家がおりますので、そちらからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

それでは、今、上野議員さんの御質問に対しましてお答えしたいと思っております。

中学生とか高校生に輪之内町の将来についての意見等を求めたらどうかとか、そういうような発表するような場をつくったらどうかということの御提案ですけれども、現在、小・中学生ですが、ふるさと教育ということで、特に総合的な学習の時間がございますけれども、今、その中で学習に取り組んでおります。内容としましては、福祉に関することとか、それから防災とか、歴史とか、文化財とか、それから行政に関することなど、総合的な学習の時間でやっておりますし、社会科でもやっております。特に小学校の3、4年は、この輪之内の地域の学習が社会科の教科の内容となっておりますので、副読本もつくりまして、現在進めております。

この輪之内町の将来について述べようとなりますと、やはり輪之内のことをしっかり勉強しないとなかなかできません。そういう意味で、まずしっかり自分の考えを持つということが大事ですので、それに対するいろんな学習を仕組んで、これからやっていきたいなと思っております。現在もやっておりますけれども、また意見が引き出せる児童・生徒を育てていきたいと現在思っております。よろしく申し上げます。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

小・中で、今、ふるさと学習ですか、そういった中で、先般、議会で学校見学に行きましたときに、3年生か4年生でやっていましたですね、輪之内町の何かいいところとか、何かいうような、ああ、やっているんだなあということは感じましたんですが、輪之内町の現状を歴史を含めた中で勉強しておるということでございますが、多分子供たちにも輪之内町はこんなふうになってほしいんだというような夢もあろうかと思っておりますので、そういった輪之内町をまず知っていただくことが肝心というふうなお話でしたので、そういった勉強をさらに発展させて、輪之内町が将来こういうふうになるといいねとか、そういった未来について語る場も取り入れていただければというふうに思っています。

今、本当に小・中学生、新聞を見ていまして、投書欄には本当に多いんですよ。毎日のごとく載っています。それだけ我々の餓鬼の時代と違いまして、我々のときは自分のこと、それから自分の周りのことしか考えていなかったんですが、今の子は本当に知識も得ていますし、広範囲に本当に国・県レベルの意見を出したりしておりますので、今のそういう中学生、高校生はちょっと町で取りまとめていくというのは非常に難しい部分がありますので、できれば小・中学生にいろんな意見を出してもらって、それを町に上げてくるというような体制づくりを、一度ちょっと考えてほしいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、防災拠点でございますが、国交省との絡みもございますので、国交省のほうからこういった現実的なものが出てこない、なかなか描きづらいという部分もあろうかと思っておりますが、防災拠点はいつできるんだとか、よく聞かれるんですが、返答のしようがないものですから、まあかなり先やろうという話しかしておりませんので、およそのタイムスケジュールを出して、我々も町民の皆さんにお話ができる程度の知識をいただければというふうに思っておりますので、また上物についても、本当に我々も含めた町民と一緒に考えていくということが必要だろうというふうに思っていますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

田植え、麦刈りと農繁期の真っ最中です。昔の農作業の景色とは大きくさま変わりをしてきましたが、農家にとっては一番大切な時期です。

町長におかれましては、さきの選挙におきまして無投票当選、誠におめでとうございました。町民の皆様の期待の大きさが感じられます。

私たち議会議員も、新しい議員さんが5名誕生し、大きく若返りました。私もいただ

いた4年間を初心に戻り、町発展のため、皆さんから「住んでよかった」と言ってもらえるまちづくりに努力をしなくてはと強く思い、結果を求めて議員活動をやっていきたいと考えています。

今回は、改選後初めての定例会ですので、いつものように選挙中にお聞きした事柄について質問いたします。

まず最初に、デマンドバス運行についてでございます。

4年前と同じように、デマンドバスについて多く意見がありました。

利用の仕方について、1区間でも200円、料金が要ること。近いところへの移動でも、年金生活者には高い、医者、生涯学習、これは趣味の勉強、楽しんでやりたい。家族からも何かをしないとぼけてしまうと言われて、荷物とかがあり、乗り場まで乳母車で行っても置くところがない、駐輪場の関係。

歩いていくことができて、目的地の前を通り過ぎて、遠くなってから乗降することへの不満、弾力的な運用について。

運行時間、午前8時30分から午後4時30分、特に午後の終了が早過ぎる、医者へ行った帰りの時間に問題がある等、運転開始以来、同じような意見が随分多く、高齢者の足として、町民の足としての使い勝手について結構不満が多い。

高齢者ドライバーによる交通事故が連日のように報道されております。免許証の返上が多く取り上げられて、輪之内町でも高齢者の増加により、デマンドバスへの要望が多くなると思います。

以上のことについて答弁をお願いします。

次に、防災拠点について。

大吉地区に大規模防災拠点が造成中であります。近未来に予想されている大地震が起これば、避難する人で大吉地区周辺は大変混雑するものと思われます。今回、補正予算で大吉地区周辺のインフラ整備等が計画されていますが、早く進めていただきたいと思えます。

大規模防災拠点に常時福祉施設的なものを開設し、有事のときには、介護者、医療が必要な方の一時的な避難所としての利用等も考えた施設もどうかと考えます。町長の考えをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

田中議員からは2点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、第1点目のデマンドバスについてでございますけれども、少し振り返ってみますと、輪之内町の公共交通について、平成25年に「輪之内町地域公共交通総合連携計画」というものを策定しまして、幾度かの新設、廃止、改編を重ねて、平成27年1月か

ら現行のデマンドバス運行を開始して、丸4年が経過したところでございます。

まず、料金の設定の御質問がございました。1区間でも200円というお話がございました。現在、65歳以上の方は、1,000円の回数券を半額の500円で購入することができて、実質100円で利用できるように配慮しております。公共交通機関であることや、受益に応じた適切な負担の観点、そして周辺の同様の公共交通機関での利用料金の実態からすると、これが最低限のラインかなということ、今考えております。

なお、利用頻度の高い方にはパスポート、いわゆる定期券のことなんですけれども、その乗り放題は1カ月2,000円となっております。ただ、これにつきましても、運転免許を自主返納された高齢者の方、これについては半額の1,000円で購入できるようにしております。

また、全国的に高齢ドライバーの重大事故が増加しております。加齢に伴う身体の変化というか、なかなか今までできたものができなくなるというのは、誰しも免れることのできないことだと思っております。そういう意味では、令和元年度から運転免許を自主返納の方には、デマンドバスの専用回数券3,000円分を交付する返納支援新事業というものを実施しておりますので、つけ加えさせていただきます。

それから、デマンドバスのバス停につきましては、田中議員から要望のありました藻池中バス停を平成29年4月より、ハピネスビラのバス停を平成31年4月から運用開始をいたしております。これで町内外合わせて157カ所のバス停を設置し、住民の方の意見を参考に改善を重ねている状況でございます。

次に、バス停の駐輪場、待合等についてであります。医療機関のバス停では院内で待合をすとか、路線バスの併設のバス停では、その一部で待合の椅子が確保できているところもございますけれども、その他のバス停は、ほとんどが駐輪場、待合がないというのが現実であります。私どもとしても、全てのバス停に駐輪場等があるにこしたことはないんですけれども、土地の確保、維持管理等が課題になってくるんだろうと、そんなふうに思っております。

それから、バスの乗降に対する弾力的な運用、おっしゃる意味がわからないでもないんですけれども、輪之内町のデマンドバスというのは、何回も申し上げておりますけれども、フリーライドといって、どこでもとめて、どこでもおりるという話ではなくて、いわゆるバス停からバス停までの乗降というミーティングポイント制というのを導入しております。そういったお方へのシステムとしての対応と現実の利便性とのほごまでどうしていくかという話については、先ほど申しましたように、もし御不便を感じられるのであれば、区長さん等を通じて依頼していただければ、先ほど申しましたように、要望が適切なものであればバス停の新設は可能でございますので、その御検討をいただけたらと、そんなふうに思っております。

それから、現在のバスの運行は、利用者の多い朝夕は定時定路線バスで、利用者の少

ない昼間帯はデマンドバスを運行するという、これは私自身はすごく当たり前のことだと思っていたんですけれども、実は定期バスは定期バスで、デマンドはデマンドで分けてやっているところが多くて、こうやって混合方式でやっているところは意外と少ないという話になります。これは、なぜこういうことをしたのかということになると、結局はデマンドバスでのニーズをはかることによって、ある時間帯で太い交通需要が出てくれば、そこに定時定路線のバスを走らせることによって、ある意味、予約の手間も省けるし、お互いにとってウイン・ウインになるだろうという、そんな考えから出てきたわけです。そういう意味で、こういうちょっとユニークな交通運行体系をとっているということでございます。

そんな中で、先ほども御質問がございました、デマンドの運行時間が4時半じゃ早過ぎると、使い勝手が悪いという御指摘、過去においてもそんなお話もお聞きしました。これは、なかなか実現しづらい原因としては、やっぱりデマンドというのは、当然、何時から何時へどこまで行きたいという話の中で、言ってみれば、さっき申し上げたバス停のポイントからどういう形で動かしていくかという話になりますけど、実はそのデマンド運行のためにはオペレーターが要ります。それらの人件費、それからバスの時間拡張による、言ってみれば人材・機材の確保、そういったことがどう組み合わせっていくのかなということで、なかなか延長についての解が見出せない状況にはなっております。

ただ、これらについて、今年度には実はアンケート調査を実施する予定をしております。その点についても、先ほど御指摘のあった時間延長についても、町民利用者の皆さんの御要望、その理由がもっともなのかどうかということもお聞かせいただきながら、その結果を踏まえて、輪之内町地域公共交通会議というのがございます。これは、住民の皆さんも委員として御参加されている会議でございます。今、区長さんの代表の方が会議の委員にもなっておりますので、地元の意見はその方を通じて会議の中でも議論がいただけるのかなあと、そんなふうに思っております。その中での議論を踏まえた対応になると思っております。

当然のことながら、利用される方の視点が一番大事であることは私も承知しております。デマンドの運行から、先ほど申しましたように、4年経過して5年目に入るわけですが、1日の平均乗車数は、今のところ約50人ほどのレベルにまで上がってきております。もう少し我々としては、効率的運用をする中で利用者数をもっとふやしていきたいなと思っております。そのネックの一つとして、先ほどの時間帯の問題、料金の問題、それからポイントにおける、いわゆる施設整備の問題というのが浮かんでくると思いますが、それらを総合的にどの部分で、限られたリソースの中でそれをどう最適配分していくのかという話がございますので、そこらは議論をしながら前へ進めるということになっております。

利用者の声を聞く、それから行政として提供できる財源の範囲、そんなものを総合的

に勘案しながら、いずれにしても、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」づくり。

じゃあ、移動の保障というのが、大変こういうまちづくりの中で重要な要素になってきております。先ほどの高齢者の交通事故の話もございましたけれども、そういった全体の住民ニーズの中でどこを重点に解決していくのかと、まさに難しい課題でありますけれども、できるだけニーズに沿った解を見つける努力をするというか、これは当然のことだろうと、そんなふうに思っております。

それから、防災拠点についての御質問でございます。

防災拠点の整備に関する考えにつきましては、先ほど上野議員の御質問の中で申し上げたことに尽きるわけでありまして、田中議員から御提案がありました施設の整備、これは有事のときのみではなく、平常時にも有効に利活用されるのが望ましいと、これは私も同じように考えております。やはり維持管理が適切にできないと、施設にインシヤルコストを投入することは、ある意味頑張ればできることなんですけど、ずうっとそれを維持管理するというのは非常に難しい問題が出てまいります。それができて、やっぱり施設としての機能・効用を全うできるという意味でいえば、設置後における維持管理というのが非常に重要な要素になってきますので、そういったものを適切に維持管理するために平時の利用として何が考えられるのか。先ほど申し上げたように、平時の利活用の状況について、やっぱり皆さんとともに考えていく中で正解が見出せればと、そんなふうに思っております。

当然のことながら、こういったものを考えるときに、一般の避難所、緊急時には当然避難所へ避難されるわけですが、それだけでは、ちょっと一般避難所では対応しづらいような高齢者の方、障がい者の方、それから妊婦さん等の支援に配慮する施設というものをどこかでつくって、安心していただくということも重要な課題であると考えております。

そういう意味では、今後の施設整備に当たっては、田中議員の御意見も参考にさせていただきたいと思っておりますし、その施設のあり方について皆さんとともに議論を深めながら、よりよいものにしていきたいなと思っております。

防災拠点については、もう既に造成がほぼほぼ完了して、あそこに何ができるんだろうという期待は高まっておりますので、早急にやりたいということで今回の予算計上もさせていただきましたインフラ整備計画、こういったものからまず手をつけていこうということでございます。

時間軸との戦いという部分がございます。今のようにすごい、先日の新潟の地震でもありましたけど、いつ何が起きるかわからない。しかも、自然災害そのものでも対応が、そのありようが今までとはかなり異なってきておりまして、今までの経験則的な対応でできるのかというと、なかなか難しい部分もありますので、それらを踏まえる中で、最

新の知見を取り込んだ中でやっていく以外になかろうかと思っております。

せっかく財源を投入してやることですので、誤りのないようにやっていきたいなど、そんなふうに思っておりますので、また一緒に考えてまいりたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

まず、最初に利用料金の関係ですが、これは200円が高いか安いか。1区間でも200円、これは1区間といえは本当に短い1区間もありますし、例えば二、三百メートルに公共施設があれば、高齢者の方はそれに乗っていく手段を持っておるんですが、結構200円は高い。それも65歳以下になれば、特に200円というのは高い、普通の公共的なもの比べても高いという認識が結構あります。

この質問をさせてもらうときに、ゆうべちょっとデマンドバスの料金とか、いろんなことが書いてあるパンフレットを見ておりました。私の見間違いかとは思いますが、私もそう思っておりましたが、半額は補助があるということは私も知っておったんですが、よくよく文面を見ておりますと、65歳以上は100円掛ける11枚つづりで補助金は500円ですよと、そういうふうに大きく書いてありました。ということは、1,000円のものがまた500円で買えるのかなあと、50円になってしまったのかと、えらいこれは安く設定、今度はされましたなど私は理解したんですが、どうも今聞いておると、従来と同じように半額補助という、200円の半分の100円という考え方だということを再認識しましたが、あのパンフレットを見る限りでは、後で見ただければ結構ですが、50円で乗れるような錯覚を起こすような案内のパンフレットであったということでございました。

いずれにしても、これからは高齢者の方が輪之内もどンドンふえてきまして、免許証の返上、いろんな形でデマンドバスを利用するということがもつともつとふえてくると思います。

町長がおっしゃいました、このバスを利用するについて利用時間帯、これも8時30分から4時30分、これは運行が終わる時間ですね、午後4時30分というのは。ということは、もう4時そこそこには乗らないと運行が終わってしまうということで、多分羽島のほうから乗ってくるについても、何らかの形で4時15分では乗せてもらえんのかなあと。書いてあるのは、降車が4時30分で、終わる時間ですよときちっと書いてありました。

そんな中で、連絡する交通手段が、南北線とか、いろんなやつがありますけれども、それと重複しない、それが原則であるということと、また時間延長をすれば、今、業務をやっていただいております保健センターも5時15分ごろで終了してしまいますし、オペレーターの関係も経費の関係もあるということで、なかなか費用対効果ということで問題

があるのではないかということはある、再三この件についてはお聞きしておりますが、だからといって、私が先般も言いました、大垣から帰ってきて、さあ自分のところへ帰ろうと思ったときに、デマンドバスはもう終わってしまっている、バス停はない。近くにデマンドのバス停はあるけれども、大きい公共交通のバス停はない。歩くよりしよがない、暗くても歩く。そういった状況をどう考えておみえになるのか。それがデマンド交通の、弱者、高齢者、特にターゲットにされている、どういう方が乗るんだと。乗る人の身になって考えられない公共交通なんてものは、アリバイづくりの公共交通になってしまうのではないかと、再三再四そんなことを言っておいて、選挙を迎えましたら、やっぱり選挙事務所にお見えになる方は結構な高齢者の方が多いので、若い者はいいと、自分で好きなところへ行って、好きなところで遅うまで遊んでおってもいいけど、私らは、ちょっと行って、もう帰ることを心配しておらんならん。デマンドで行って、帰りはどうやって帰ってこようかしらんとおっしゃるのやということで、年寄りには早う帰ってきて、早う寝ないかんわなあというて口々にはおっしゃっておったんですが、医者へ昼から行っても4時からしか始まりませんので、行きは乗っていきますけれども、帰りは乗ってくるすべがありませんので、ああ、困ったなど。なら、家の者に迎えに来てもらおうかといっても、まだ会社からは帰ってきておらん。というて、帰ってきた時分に計画すると、こいつはまた医者の方が間に合わんと。

いろんな形の中で、そのケース・ケースはあると思うんですが、4時30分という時間を、なぜもう少し利用者側に立った目線で改善がされないのかと。再三再三再三、きょうの議会でも、私、前から言っております、朝乗れても、帰りがなかったら歩いて帰るんですか。皆さん、本会議は、一遍デマンドバスで会議に来ていただければ、どんなことが起きるかよくわかりますよ。

そういったことを再三言っているのに、今までそれに対して費用対効果という言葉は聞きましたが、改善は、会議では交通会議に諮りますよまでは言いますが、交通会議の方は、先ほど町長がおっしゃったとおり、地域住民の代表として区長さんが出席されておるといことですが、3人の区長の意見が全てですか。区長会で、区長さんの中で会議が持たれているんですか。いろんな町行政に対するいろんな問題点を、町の報告会じゃなくて、これは区長会に対する問題かとは思いますが、でもそれを聴取し、いろんな形で指導されておるのは、総務課のほうを主体に区長会が運営されておるといこととでございますので、3人の区長さんの意見が全て、町民の皆さんの意見集約だというお考えは当てはまらんのじゃないかと。一回でも区長会へ公共交通についての、本当のそれだけの会議ってありましたか。こういう問題があるがどうしましょうかと、皆さんの地域はどうですか、そんなことはありましたか。

平成27年1月に始まって、初めは、まずぼつぼつやなという感覚でしたが、そのうちに右肩上がりでふえてきましたというお話は聞きましたが、それは利用されている方に

アンケートをとっても、悪いアンケートの話は多分少ないと思います。乗っていない、これから乗ろうとする人がなぜ乗らないのか。なかなか免許証も返せない現状は、やはり次の足としての機能に不安があるから、やっぱりぎりぎりまで乗ろうなど。家族が心配しておつてもぎりぎりまで乗る。自転車で行っても、うちのおふくろも93ですが、もう自転車も乗るなど、危ない、倒れたら、もうそれで終わりやぞと。でも、医者へ行かないかん、ならどうやって行くんや、なら、おまえ乗せていってくれ。おるときは乗せていきますけれども、やっぱりデマンドバスか、近くに設定していただきましたので、医者へ行くのに乗っていきやあよと。暇ですので昼前に行くようにしておりますけれども、やはりややもすると昼から行かんならん事態もあります。そんなときには、もうきょうはやめたと。当たり前のことですわ。そういうことを、やっぱりこれから老老介護というのは特にふえてくるのに、なぜそういう方に対する、私が再三言っていることが、交通会議は一体全体この件についてどんな協議をされて、どんな内容の話があったのか、本当に言っているのか。交通会議の方が輪之内は何人お見えになるのやと、その人は乗ったことがあるのか。やっぱりそういう現実を踏まえた交通会議の諮問なら、私はあえていろんなことをごちゃごちゃ言いませんが、交通会議、交通会議と言うなら、交通会議の方がきちっと輪之内のその交通機関を利用して医者へ行ったり、買い物に行ったり、やってみたらどうですかね。ああ、なるほどいいなということでもいいなら、それで結構でしょう。

なかなか言い出すと長くなりますので、この辺にしますけれども、そのことについて、もう少し利用者側に立った料金、それから今の改正、時間、お考えをいただきたいと思います。それについて、さらなる答弁を求めたいと思います。

それから、大規模防災拠点の話ですが、これは私は知りませんでした、有事の場合、拠点の中に逃げるのに、これからは家庭における介護もやれる人はやらないかんということで、結構多くなってくるのではないかなあと思うんですが、そういう方はどうやってどこへ行ったらいいんやと、そういうことは指示されておりますか。

第1次避難、第2次避難、いろいろやっておりますけれども、動ける人が中心の設定で、家庭にそういう方がお見えになる方については、どうやって、どこへどういう形で対応したらいいんだと。連れていくのに、防災拠点に行けば簡単な医療的なものも受けられるのであれば、そこで一時的な避難も可能でしょうけれども、行っても何も無い、テント張りのところへ行っても、施設も整備もされていないところにおつてもどうにもならんようなことなら、そこへ逃げていってはあかんでしょう。

だから、そういうことについても、もう少しきめの細かいといいますか、もう起きる起きるといって、先ほど来、質問もありましたが、それについてやっておるよだけじゃなくて、本当に大丈夫かということ、やっぱり目を向けていただきたいと。その中で、これから大規模な防災拠点ができると。今、造成もほぼほぼ終わって、泥がおさまるの

を待っておるんやという状況であれば、先ほどの上野議員の質問にも町長さんはお答えになっておりましたが、計画はこれからやるんだと。それなら、なおさら結構ですので、ぜひともそういった、これから人口増、高齢者増に対する取り組みの仕方についても組み込んだ施設をつくっていただけるような方向、これはよそではやっておるそうです。それから、できていないところでは、えらい悔やんでおるという話もあわせて聞いておりますので、輪之内は、よその見本があれば、なおさらお話も聞いたり、施設を見たり、やっぱり役場の職員の皆さんにはお骨折りかと思えますけれども、町長さん先頭に町民のためのものを、10年先、20年先に皆がいいものをつくっておいてもらえたなあと言っていただけのものをぜひともお願いしたいと思って、町長の答弁をさらに求めます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

熱のこもった再質問をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと一つだけ気になったのは、区長会の方も区長会の幹部という立場で出ておりますので、当然のことながら、それは代表してお話しされておるわけですから、今のお話をお聞きしておりますと、大変私の聞き間違いかもしれませんが、代表民主制というものをどういうふうに理解されておられるのか、ちょっとよくわからんなあと。それだと、議会での発言も代表民主制の中で、それはあなたの個人的なお考えなのか、何かを代表されたお考えなのか、ちょっとよくわかりかねる部分がありますけれども、そういう議論はさておいて、ただ、いろんな形で代表をしていらっしゃる方の御意見をお聞きしないと我々も進めない部分がございます。そういう意味で、広く意見を求めるという意味で各界の方から会議に参加していただいております。実際、その会議の中での議論というのは、広がりを求めるのになかなか議論があるところかもしれません。でも、会議をやらなきゃあ全ての意見集約という一つのプロセスが進まないという、そういう状況の中でやっております。もどかしい思いをされるかもしれません。現にされておられるようですので、その辺については、会議の運営についての改善についても私のほうとしても努力はしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

バスの点についても、いろんな御意見は御意見として頂戴しなきゃいけない部分があります。でも、公共交通機関は、最終的には地方自治体が、最後、受け皿となってやるという状況が今出てきておりますけれども、私の思いからすれば、何でそれを民間の運営事業者がやっているときに、もっと地元の声として声を出してやっていただけなかったのかと、そこから始まる話であると、私は実は思っています。でも、そうだからといって、我々が、最終責任を持っている者について逃げるつもりは全くないんです。そこだけは立場を明らかにしておきたいと、そんなふうに思っています。努力するのは当然のことです。

それから、防災拠点についてであります、これはまさに今 i n g の状況でございますので、そういった御意見も、当然、災害発災時の避難所のあり方について今までも御意見を頂戴しておりますし、改善すべき部分は多々あると思っております。その中で、弱者対応をどうしていくのかと。実は大規模災害のときほど見過ごされやすい弱者に対する対策というものは、逆に我々が何倍もそこに目を向けていないと見過ごされてしまいますので、その部分についてはおっしゃるとおりでありますから、そこについてのきちっとした対応ができる施設、人員体制のあり方について考えてまいりたいと思っております。これは、今、100%の回答をするというよりも、これからの決意の表明も含めてさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

町長の答弁は、余りにも抽象的で、私が長々わかりにくいような、回りくどいような説明しておることについて答弁になっていない。

何が言いたいかという、区長会さんへの、幹部の代表民主制ということで、私はそれについて批判するわけではございませんが、区長会さんへいろんな形で出席を求め、その中へ代表者という形で会議に参加していただきたいとおっしゃるのであれば、当然区長会があったときに、その区長会長に向かって、実はこういう会議がありますよと、だから区長会さんとして各地区のいろんな事情があると思っておりますので、その意見を集約しながら集まってきていただけませんか、一言何で。ただ、充て職で来ておってどうのこうのではだめでしょうということを僕は言っただけで、別にその代表民主制の区長さんの考え方、言い方について、個人のものだと限定したわけではございません。ただ、そういう会議の中身をもう少しみ砕いて区長様方をお願いをして、貴重な御意見を、各地区の意見を集約して来ていただけたら反映できるのではないかと。ほかの区長さん、代表になってみえない区長さんはわかりませんよ、こういうことをやってみえるということ。だから、それをあえて地区の区の総意であると、あたかもそんなような言い方をされるのは、これは言葉としては町長さんのおっしゃっていることは間違っておりませんが、民意を反映するという意味においては、私ども議員も足で情報を稼ぎ、足で説明に行き、そんな中の議員活動を少なからずともやらせていただいております。それが議員だと私は思っております。そういう意味で、区長さんにおいてもそういう意見を求めるのであれば、やっぱりその意見をまとめてそういう場で反映していただく、そうすればいろんな形の中でいい意見が出てくるのではないかと私は言っておるわけで、別に区長さんを批判して、あんたの意見やよと。あんただけの意見で何を言うておるのやと、そんなこと、私はそういう意味で言ったわけではございません。

それから、デマンドバスとか、いろんな公共交通について、今までおまえらほかっておいたんじゃないかと、そこから私は逃げるつもりはございませんよと、地方自治体が受けるものだと、そういつて町長もおっしゃっておるんですが、逃げないよとおっしゃるのであれば、再三再四ずっと何年この方、私が言っているようなことについて何にも変化がないんです、ふえたのはバス停だけ。

3,000戸ばかりある輪之内町の中で154カ所、これが多いか少ないかは個人の考えでしょう。ですが、少なからずとも時間帯においても、なぜその時間帯をもう少しほかの路線関係と、南北線、羽島線、いろいろあるでしょうが、そことの整合性をとりながらでも、多少かぶっても、それならデマンドタクシーとか、いろいろな方法をよそはやっていると言っておるようですが、いろんな形の中で、もう少し弱者というか利用者の声を拾ってあげるといふ気にはなりませんか。

町長さんの熱意はわかりますよ。町民の足を何とか確保してやらないかん、世の中で費用対効果も考えないかん、おまえが言うておるばっかりなら金ばかり要るぞと、わかります。わかりますが、本当に困っている人の意見はあるんですよ。それを私は紹介しながら、この質問をさせていただいております。それを、あたかも、改善される余地はあるとは思いますが、交通会議が何を言っているか、私はわかりません。議事録を読んだわけでもございません。交通会議で時間帯については、こんなもん無理やよと一蹴されておるか、それもわかりません。わかりませんが、方法がないわけではないと、私はそう思って質問させていただいておりますので、これは住民課長さんに、町長さんのお考えは聞きましたので、現場担当の住民課長さんに、一言でいいです。難しい話は結構なんで、方法的に、全くだめやよ、あんたといつて言われるのか、何とか少しでも添えるようにといふふうに言っただけのものか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

それでは、先ほど町長の答弁にありましたように、今年度、アンケート調査を実施する予定です。そのアンケート調査は、広報わのちを通じて全世帯に配布させていただきます。なるべく、回答率にもよりますけれども、全町民の方の意見を集約して、どんなことに不便を感じておられるのか、何が必要なのか、小さい取り組みではありますが、利用者の方の目線になって考えさせていただきたいと思います。

限られた大切な予算の中で、いかに知恵を絞り、より多くの方にさらに利用しやすいバス運行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第3、福東小学校大規模改修工事特別委員会の設置についてを議題といたします。
本年度実施予定の福東小学校大規模改修工事について、9人の委員で構成する福東小学校大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。

なお、本委員会は、議会の閉会中でも調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第3については、質疑・討論とも省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、福東小学校大規模改修工事特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。

福東小学校大規模改修工事について、9人の委員で構成する福東小学校大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託して調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました福東小学校大規模改修工事特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、お手元に配りました名簿の

とおりに指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、福東小学校大規模改修工事特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより福東小学校大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時33分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

福東小学校大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長 上野賢二君、副委員長 大橋慶裕君です。

○議長(小寺 強君)

日程第4、議第24号から議第27号まで及び議第32号を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 田中政治君。

○総務産業建設常任委員長(田中政治君)

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和元年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月14日午前10時42分から協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その主な経緯と結果を報告します。

初めに、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)について当委員会所管分を議題とし、最初に、危機管理課所管分について危機管理課長に説明を求めました。

質疑に入り、主な質疑は、防災行政無線のデジタル化工事の会計処理はどのように行うのかに対し、今年度に総額3億6,900万円の2年契約を行い、債務負担行為として補正予算で定めて、そのうちの約1億6,400万円を今回の補正予算で計上し、残りの2億

500万円は、来年度の予算で計上するとのことでした。

防災拠点整備インフラ計画の策定業務委託の内容はどのようなものかに対し、拠点整備予定地への道路網、上下水道、電気等のインフラ関係を中心にした計画であるとのことでした。

防災行政無線のデジタル化はどのようなものかに対し、スプリアス規格、これは必要周波数帯の外側に発射される不要な電波のことで、この規格変更に伴い、現在使用している旧スプリアス規格のアナログ方式では今後使用できなくなるため、新スプリアス規格に対応したデジタル方式の機器を導入するとのことでした。

消防車両の更新に伴い、古い車両は下取りに出しているのかに対し、下取りに出すのではなく、廃車としているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長に説明を求めました。

質疑に入り、主な質疑は、総合戦略推進委員会委員報酬の増額補正について、報酬審議会において審議するものではないかに対し、報酬を増額補正したものではなく、当該補正は政策的経費として今回計上したもので、当初予算から除外していたためであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、森林環境譲与税について、無条件で交付を受けられるか、また用途は限定されているのかに対し、無条件で交付を受けられるが、用途は限定されており、当町は木材の利用促進しか該当しない。なお、用途については、町の広報紙やホームページで公表することが義務づけられているとのことでした。

移住定住促進事業について、この事業は農業振興を目的に実施するのかに対し、農業振興というよりは移住人口を増加させることを目的としているとのことでした。

移住定住促進事業について、委託する事業者の利益になるだけで町にとって効果があるのかに対し、これまでは町の情報提供しかしていなかったが、移住に興味のある若年層を中心として事業者に参加者を募集してもらい、実際に来て輪之内町を体感してもらおうということで移住候補先の一つとしてもらえるとのことでした。

移住イベントへの参加費用はどれくらいに設定しているのかに対し、当町までの交通費は参加者が負担することになるが、団体でバスを利用することにより安価に抑えることができるとのことでした。

最後に、空き家対策等の事業も絡めて、このイベントが移住定住につながるように、もっと検討して事業を進めてもらいたいとの意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、西幹線道路舗装工事は既に契約をしているのかに対して、まだ工事の契約はしていないとのことでした。

松内取り付け道路の位置はどこになるのかに対し、県道安八・海津線の海津市へ接続するカーブ手前の位置から堤防道路の県道今尾・大垣線へアクセスする道路とのことでした。

松内取り付け道路の実施理由は何かに対し、町内道路は、南北の幹線道路は比較的整っているが、東西に通過できる広幅員道路はなく、堤防道路へのアプローチが容易にできるようになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第24号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、消費税は、平成30年度は納付か還付かに対し、平成30年度は70万8,500円の納付になるとのことでした。

水道料金の未収金は幾らあるのかに対し、平成30年度分は、3月31日時点で487万1,100円とのことでした。

過去の年度のほうが水道料金の滞納額が少ないのはなぜかに対し、料金の徴収は過年度から徴収しているため、現年度に近いほど多くなるとのことでした。

給水戸数と輪之内町の世帯数に乖離があるのはなぜかに対し、塩喰川西及び福東川西地区が区域外給水であり、井戸の利用者もいるため、給水戸数と世帯数は乖離しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第25号及び議第26号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定し、議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

議第27号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議な

く、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の税額改正により平均世帯では幾ら下がるのか、また1人当たりではどれほど減るのかに対し、仮に夫婦と子供2人の4人家族で所得金額300万円と仮定した場合、約5万円の減となり、1人当たりでは平均1万2,800円の減になるとのことでした。

国民健康保険の現在の加入者数はに対し、5月末現在で加入者数は1,964人、1,133世帯であるとのことでした。

毎年、県への納付額が変更されれば、そのたびに税額変更の改正が必要となるのかに対し、県全体の医療費が急激に上がっても、現在は県の基金が充てられるため、町の納付金への影響は緩和され、必ずしも条例改正が必要とは言えないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第32号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件について、主な経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 高橋愛子君。

○文教厚生常任委員長（高橋愛子君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和元年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月14日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席のもと、審査いたしました。

その経緯と結果を報告します。

議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分

を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、南波最終処分場のトタンフェンスをメッシュフェンスにかえることでつる草が巻つきやすくなるが、対策はどうするのかに対し、南波最終処分場の除草は、年2回行っており、つる草の駆除についても盛り込むなど、対策を検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

主な内容は、低所得者と3歳未満の子供がいる世帯を対象とするプレミアム付商品券の発行や、医師会・歯科医師会協力費、ふれあいセンターの駐車場整備などについての説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、プレミアム付商品券の販売と使用期間、あわせて商品券が利用できる店舗は輪之内町のみかに対し、商品券の販売開始は、令和元年10月1日からを予定しており、その使用期間は、10月1日から令和2年2月29日までを考えている。商品券の使用は、輪之内町内にある店舗限定であり、利用できる店舗については、これから公募により募集していくとのことでした。

商品券の換金に要する時間はどれくらいかかるのかに対し、おおむね1カ月から1カ月半ぐらいかかるとのことでした。

医師会・歯科医師会協力費はどのような性質のものかに対し、医療機関における福祉医療費に関する主な事務としては、医療費の自己負担額を国保連合会を通じて輪之内町に請求する事務や過誤調整などであるが、その事務費を支払うものであるとのことでした。

趣味の家南側の砂利駐車場の整備により何台駐車できるのかに対し、主な利用者が高齢者であることを配慮して、広目に区画線を引くことを考えているため、今回の工事により駐車できる台数は、16台とのことでした。

現在、ふれあいセンター全体では何台駐車できるのかに対し、区画線がある駐車場として、ふれあい広場南側に17台、ふれあいセンター敷地内に4台の合計21台。現在、区画線がない趣味の家南側の砂利駐車場には、約10台が駐車しているとのことでした。

駐車台数に限りがあるため、大きな行事等の際は路上駐車が顕著であるが、何か対策が必要ではないかに対し、地域包括支援センターが主催する事業のうち、参加者が多い催しや教室については、その開催場所を町民センターにするなど、極力参加人数に応じた駐車場がある施設を開催場所とする対応をとっている。ふれあいセンターの駐車場の確保については、施設運営上の課題として今後も検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

主な内容は、小・中学校のタブレット導入事業、給食費の公会計化等について説明が

ありました。

質疑に入り、主な質疑は、小・中学校にタブレットを導入し、目指す教育の方向性を教えてほしいに対し、学び合いによる思考力・コミュニケーション能力の育成、児童・生徒の自発的な学び、そしてわかる授業、楽しい授業を目指していくとのことでした。

小・中学校のタブレットは、リースにして最新のものを使用するようにしたほうがよいのではないかに対し、現状で最新のものを導入するので、リース料がかかる期間を考慮すると、購入したほうが問題もなく使用できるためとのことでした。

また、福東小学校大規模改修の落札額が当初予算額に対し安過ぎるのではないかに対し、最低価格を設けた入札であり、工事打合会議等でしっかりと対応していくとのことでした。

給食費の公会計とはどういうことかに対し、現在、学校で給食費を徴収し、センターへ送金する私会計であるが、公会計は、町から納付書を送付し、集金を行うことで資金のショートを防ぎ、学校職員の給食費徴収の負担を減らすことができるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第24号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 令和元年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 平成30年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 平成30年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員

長報告のとおり可決されました。

これから、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する

る事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

9日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前11時57分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月20日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 林 日出雄

署名議員 上野 賢二